

令和3年度

市 税 概 要



上越市立上越体操場「ジムリーナ」
東京2020オリンピック ドイツ体操チーム事前合宿地



新潟県上越市

令和3年度 市税概要 について

本書は、市税を負担いただいている市民の皆さんに、令和2年度の市税決算状況を基に、市税全体や各税の内容、税の収納状況について御理解いただくことを目的に作成しています。

なお、この市税概要は一般会計の市税について記載しており、特別会計の国民健康保険税は含めておりません。

【市税概要の見方】

本書は、次の基準により作成しています。

- 金額の表示は、令和2年度決算額を基本としています。
それ以外については、その内容及び該当年度を明記しています。
- 数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しています。
そのため、合計額・構成比は、各項目の合計と一致しないことがあります。

目次

ページ

第1章 上越市の税金

1	税金と市民サービス	1
2	税金の種類	2
3	歳入決算額と市税	4
4	歳出決算額	5
5	人口と市税決算額の推移	6

第2章 市税の決算状況

1	市税の決算状況	8
2	各税の状況	
(1)	個人市民税	10
(2)	法人市民税	12
(3)	固定資産税	15
(4)	軽自動車税	18
(5)	市たばこ税	22
(6)	入湯税	23
(7)	都市計画税	24

第3章 収納

1	市税の収納率	26
2	納付の利便性向上	27
3	収納率向上への取組	29
4	滞納処分等	29

第4章 資料

1	市税総括	
(1)	令和2年度市税収入実績	32
(2)	市税の年度別当初予算額・調定額・収入額等	34
2	各税の調定状況等	
(1)	個人市民税	36
(2)	法人市民税	36
(3)	固定資産税	37
(4)	軽自動車税	38
(5)	市たばこ税	39
(6)	特別土地保有税	39
(7)	入湯税	39
(8)	都市計画税	40
(9)	滞納件数・滞納繰越調定額	40
3	市税ガイド	41
4	市税の減免要件等一覧・各種要綱	50
5	上越市の行政組織図	68
6	《参考》新潟県内の税率採用状況(令和3年4月1日現在)	72
7	用語解説	75

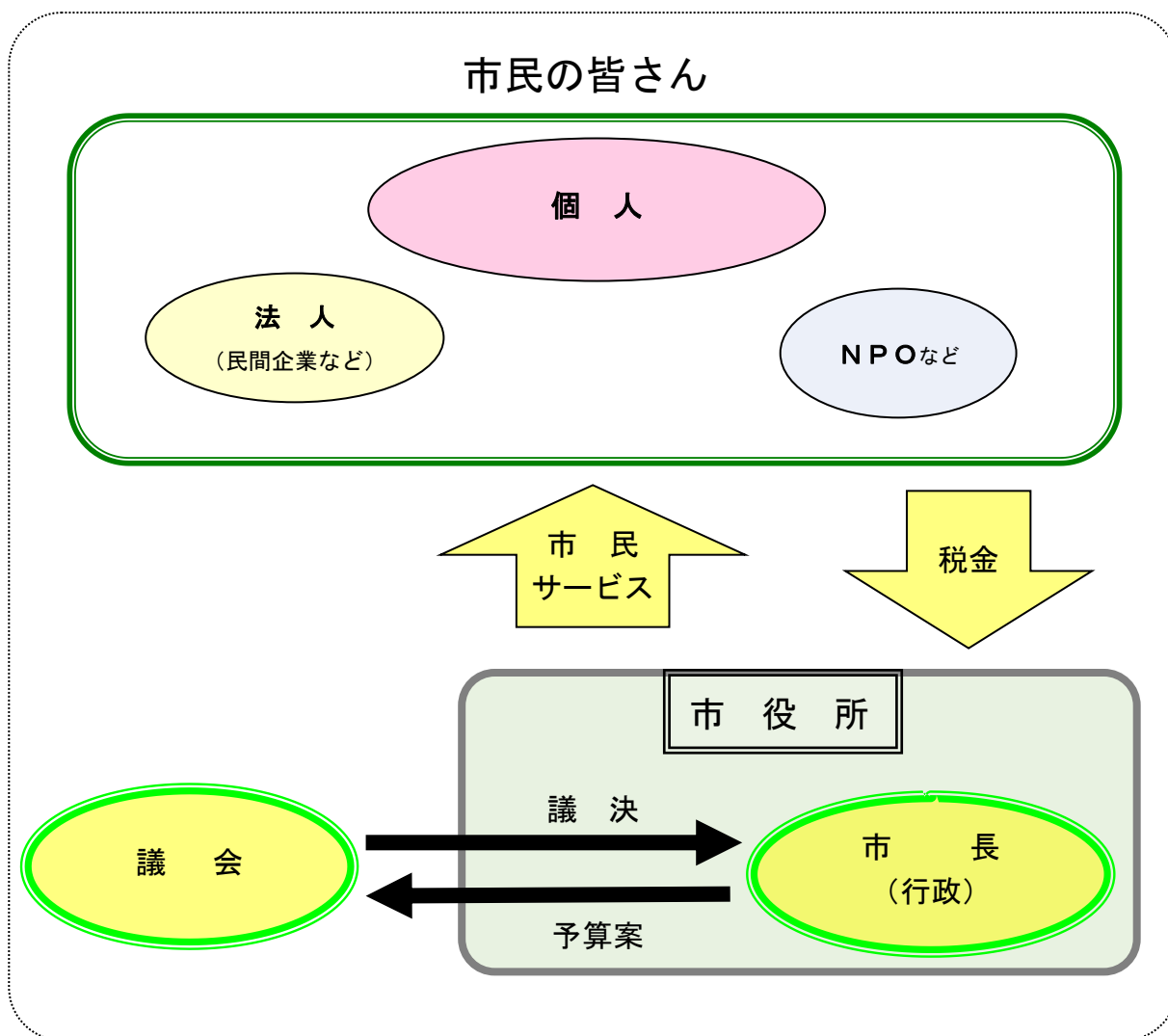
第 1 章

上越市の税金

1 税金と市民サービス

上越市では、市民の皆さんから税としてお預かりしているお金（税金）を国や新潟県からの補助金等とともに、適切に管理し、市民の暮らしを支える市民サービスを実施するために使用しています。

■図で見る税金と市民サービスの関係



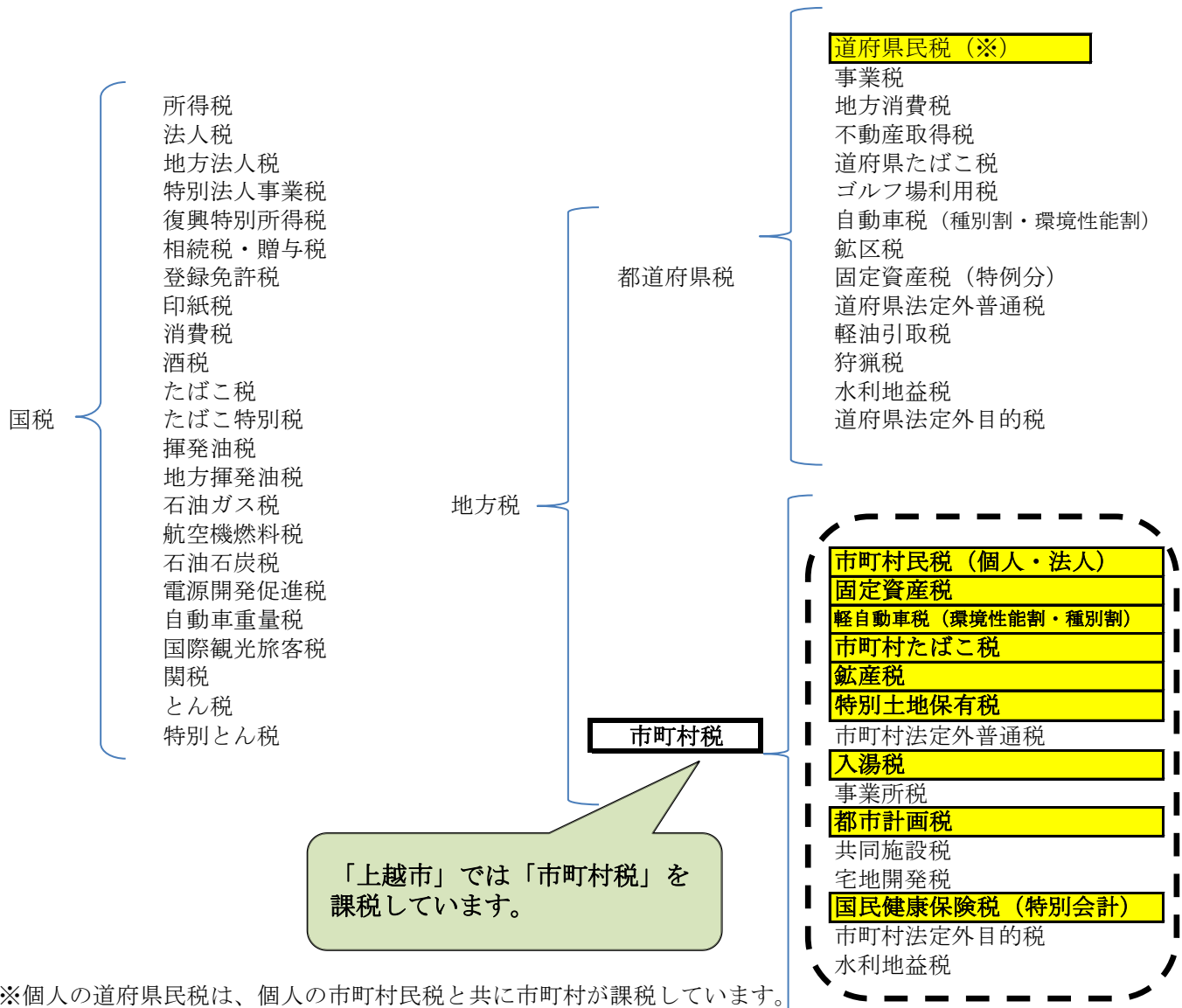
■税金の役割

市民の生活を支える重要な役割を果たすため、保育や医療、障害者・高齢福祉、ゴミ収集や緑の保全、まちづくり、小中学校や図書館の運営など、生活を支える様々な市民サービスを実施するため、市民の皆さんからのお金（税金）を活用しています。

2 税金の種類

税金は、課税などの権限や使いみち、納め方など、様々な観点から分類することができます。

■ 国税と地方税



■ 普通税と目的税

税の使いみちから大別すると、「普通税」と「目的税」の2種類に区分できます。

○普通税：税金の使いみちが特定されていない税金 例／市町村民税、固定資産税（市税）など

○目的税：税金の使いみちが特定されている税金 例／都市計画税（市税）など

■ 直接税と間接税

税の納め方から大別すると、「直接税」と「間接税」の2種類に区分できます。

○直接税：税金を負担する人が直接納める税金 例／所得税（国税）、市町村民税（市税）など

○間接税：税金を負担する人が直接納めるのではなく、それ以外の人（経営者等）の手を経て納める税金 例／消費税（国税(地方分含む)）、たばこ税（国・県・市）など

■ 「上越市」が課税する税金

(国民健康保険税を除く)

税 目	説 明
個人市民税 (普通税・直接税)	毎年1月1日時点の市内在住の個人に対して、前年1年間の収入(所得)を基に課税する税金です。 一般に県民税とあわせて住民税と呼ばれており、住民が広くその能力に応じて負担する性格を持っています。個人市民税は、均等の税額によって課税する「均等割」と、所得金額に応じて課税する「所得割」とで構成されています。
法人市民税 (普通税・直接税)	市内に本店または支店を設立または設置している法人に対して、法人の規模と所得を基に課税する税金です。 資本金等の額と市内従業者数に基づき計算する「均等割」と、法人税額に基づき計算する「法人税割」があります。
固定資産税 (普通税・直接税)	毎年1月1日に、市内の土地、家屋及び償却資産(以下「固定資産」という。)を所有している個人・法人に対して、その固定資産の価格を基に課税する税金です。
軽自動車税 (普通税・直接税)	軽自動車税には、「環境性能割」と「種別割」があります。 環境性能割は、新車・中古車を問わず車両取得時に課税されます。税額は、取得価格に車両の燃費性能等に応じた税率をかけて算出されます。環境性能割は市税ですが、当分の間、県が徴収事務を行います。 種別割は、毎年4月1日時点において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪車(以下「軽自動車等」という。)を所有し、市内を定置場として登録している個人・法人に対して、所有している軽自動車等を基に課税する税金です。
市たばこ税 (普通税・間接税)	製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者に対して、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこの本数を基に課税する税金です。
鉱産税 (普通税・直接税)	鉱物の掘採事業を行う鉱業者に対して、掘採した鉱物の価格を基に課税する税金です。
特別土地保有税 (普通税・直接税)	市内に所在する5,000平方メートル以上の土地の所有者又は取得者に対して、その取得価格を基に課税する税金です。 税制改正により平成15年度分からの課税は停止しています。
入湯税 (目的税・間接税)	鉱泉浴場の入湯客に対して、入湯行為を基に課税する税金です。環境衛生施設、観光施設、消防施設などの整備や、観光振興に要する費用に充てられます。
都市計画税 (目的税・直接税)	市街化区域内の土地及び家屋を所有している個人・法人に対して、その固定資産の価格を基に課税する税金です。都市計画事業や土地区画整理事業等の経費に充てられます。

3 歳入決算額と市税

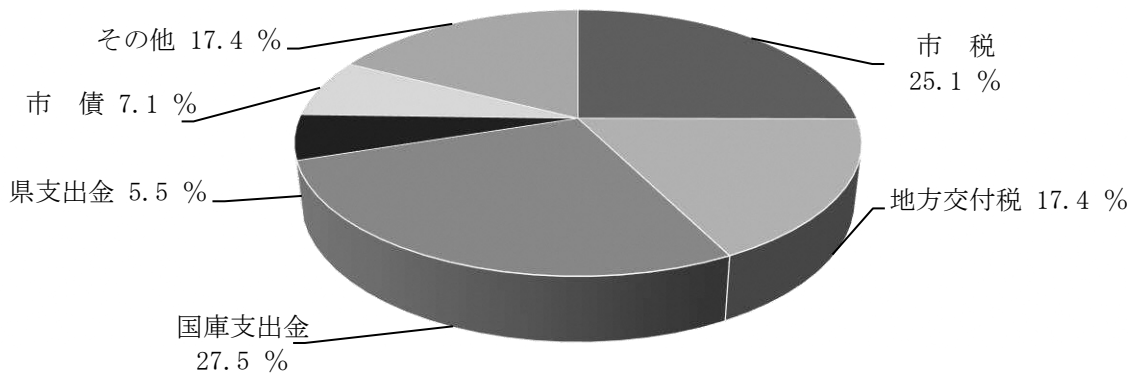
令和2年度の歳入決算額は、1,235億3,832万円で前年度と比較して201億1,753万円(19.5%)の増となりました。主な増減内容は、次のとおりです。

- 法人事業税交付金が新たに交付されたほか、消費税率の引上げにより地方消費税交付金が21.8%の増
- 特別定額給付金の給付などにより国庫支出金が235.1%の増
- 財政調整基金繰入金の増などにより繰入金が20.8%の増

市税の決算額は、309億7,717万円であり、決算額合計の25.1%を占めています。市税の内訳は、固定資産税が50.2%を占め、次いで市民税(個人・法人)が40.2%、市たばこ税が3.8%の順となっています。

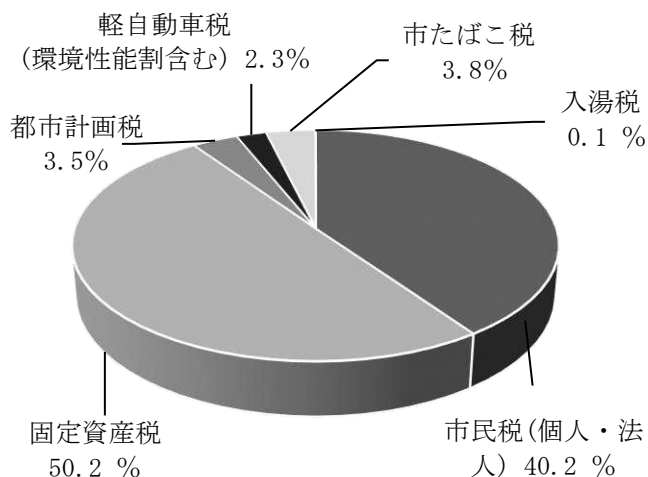
単位：千円、%

内訳	令和2年度				令和元年度	
	決算額	構成比	増減	増減率	決算額	構成比
市 税	30,977,169	25.1	△ 54,918	△ 0.2	31,032,087	30.0
地方交付税	21,529,986	17.4	△ 96,541	△ 0.4	21,626,527	20.9
国庫支出金	33,940,720	27.5	23,810,778	235.1	10,129,942	9.8
県支出金	6,780,448	5.5	569,016	9.2	6,211,432	6.0
市 債	8,762,562	7.1	△ 4,547,851	△ 34.2	13,310,413	12.9
そ の 他	21,547,439	17.4	437,047	2.1	21,110,392	20.4
決算額合計	123,538,324	100.0	20,117,531	19.5	103,420,793	100.0



単位：千円、%

市税の内訳	決算額	構成比
市民税(個人・法人)	12,466,836	40.2
固定資産税	15,545,439	50.2
都市計画税	1,080,720	3.5
軽自動車税 (環境性能割含む)	706,669	2.3
市たばこ税	1,161,791	3.8
入 湯 税	15,713	0.1
合 計	30,977,169	100.0



4 歳出決算額

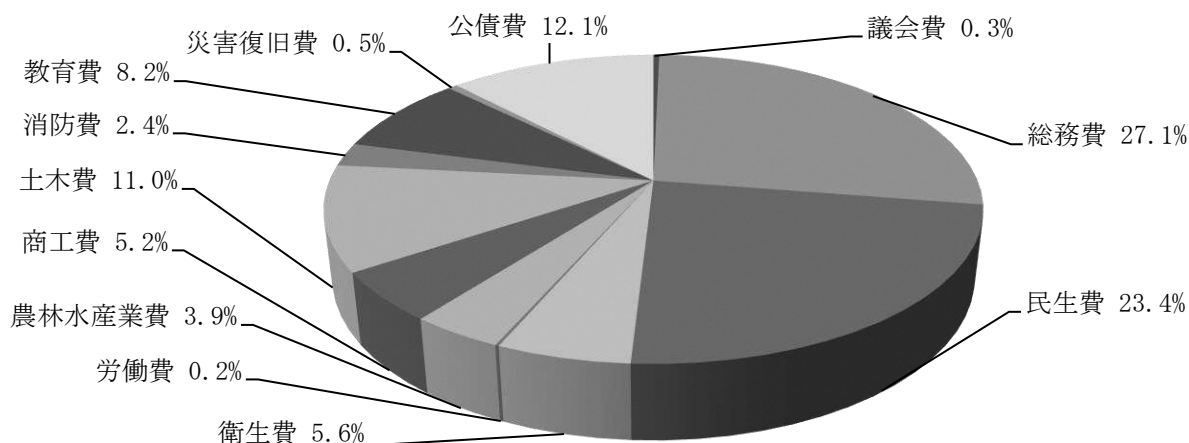
令和2年度の歳出決算額は、1,187億2,088万円で、前年度と比較して197億614万円（19.9%）の増となりました。総務費が322億3,074万円と、決算額合計の27.1%を占めています。

主な増減内容は、次のとおりです。

- 特別定額給付金の給付などにより総務費が134.8%の増
- 大雪に伴う除雪費の増などにより土木費が35.3%の増
- 上越地域消防局・上越消防署新庁舎の整備に係る負担金の減などにより消防費が50.2%の減
- 市制度融資預託金の減により労働費が26.1%の減

単位：千円、%

歳出	令和2年度				令和元年度		費目の概要説明
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	
議会費	403,018	0.3	8,562	2.2	394,456	0.4	市議会運営のための経費
総務費	32,230,737	27.1	18,504,818	134.8	13,725,919	13.9	行政の運営のための経費
民生費	27,808,381	23.4	205,737	0.7	27,602,644	27.9	福祉や子育て支援に関する経費
衛生費	6,603,035	5.6	△ 325,410	△ 4.7	6,928,445	7.0	ごみ処理や市民の健康増進に関する経費
労働費	189,001	0.2	△ 66,733	△ 26.1	255,734	0.3	雇用対策に関する経費
農林水産業費	4,582,580	3.9	△ 92,081	△ 2.0	4,674,661	4.7	農林水産業の振興に関する経費
商工費	6,127,912	5.2	922,074	17.7	5,205,838	5.3	商工業の振興に関する経費
土木費	13,074,574	11.0	3,412,223	35.3	9,662,351	9.8	道路や橋の維持・整備に関する経費
消防費	2,907,159	2.4	△ 2,926,636	△ 50.2	5,833,795	5.9	防災や消防に関する経費
教育費	9,762,051	8.2	△ 1,691,914	△ 14.8	11,453,965	11.6	学校整備や教育振興に関する経費
災害復旧費	640,743	0.5	99,116	18.3	541,627	0.5	災害復旧に関する経費
公債費	14,391,684	12.1	1,656,380	13.0	12,735,304	12.9	借入金の返済に関する経費
諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
決算額合計	118,720,875	100.0	19,706,137	19.9	99,014,738	100.0	



5 人口と市税決算額の推移

市全体の人口減少が続く中で市税決算額は、平成26年度から増加傾向にありましたが、令和2年度は0.2パーセント減となりました。主な増減内容は、次のとおりです。

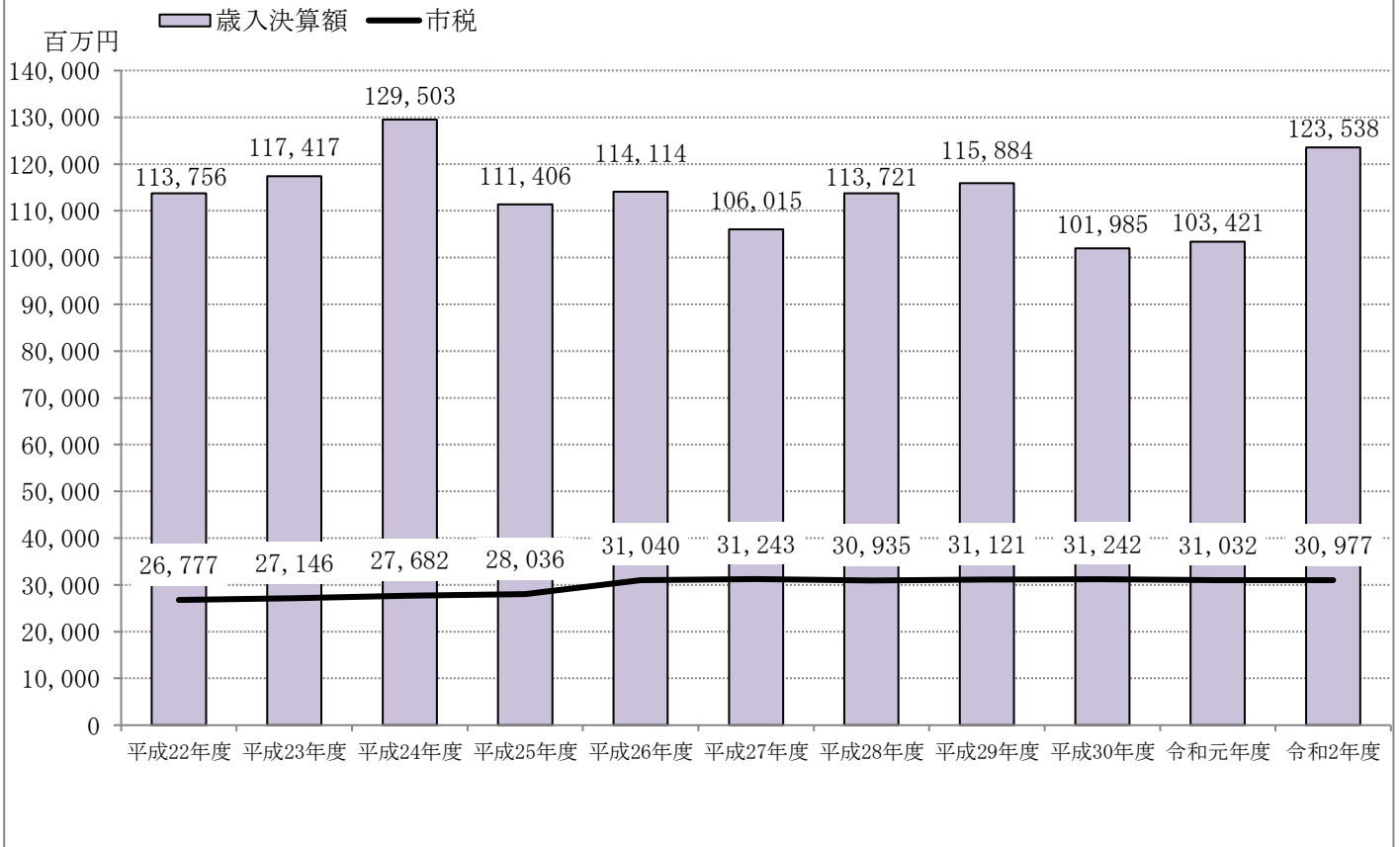
- 平成30年度は、個人市民税及び法人市民税などの増収により前年度比0.4%の増
- 令和元年度は、法人市民税及び固定資産税などの減収により前年度比0.7%の減
- 令和2年度は、固定資産税などの減収により前年度比0.2%の減

指数：平成22年度=100

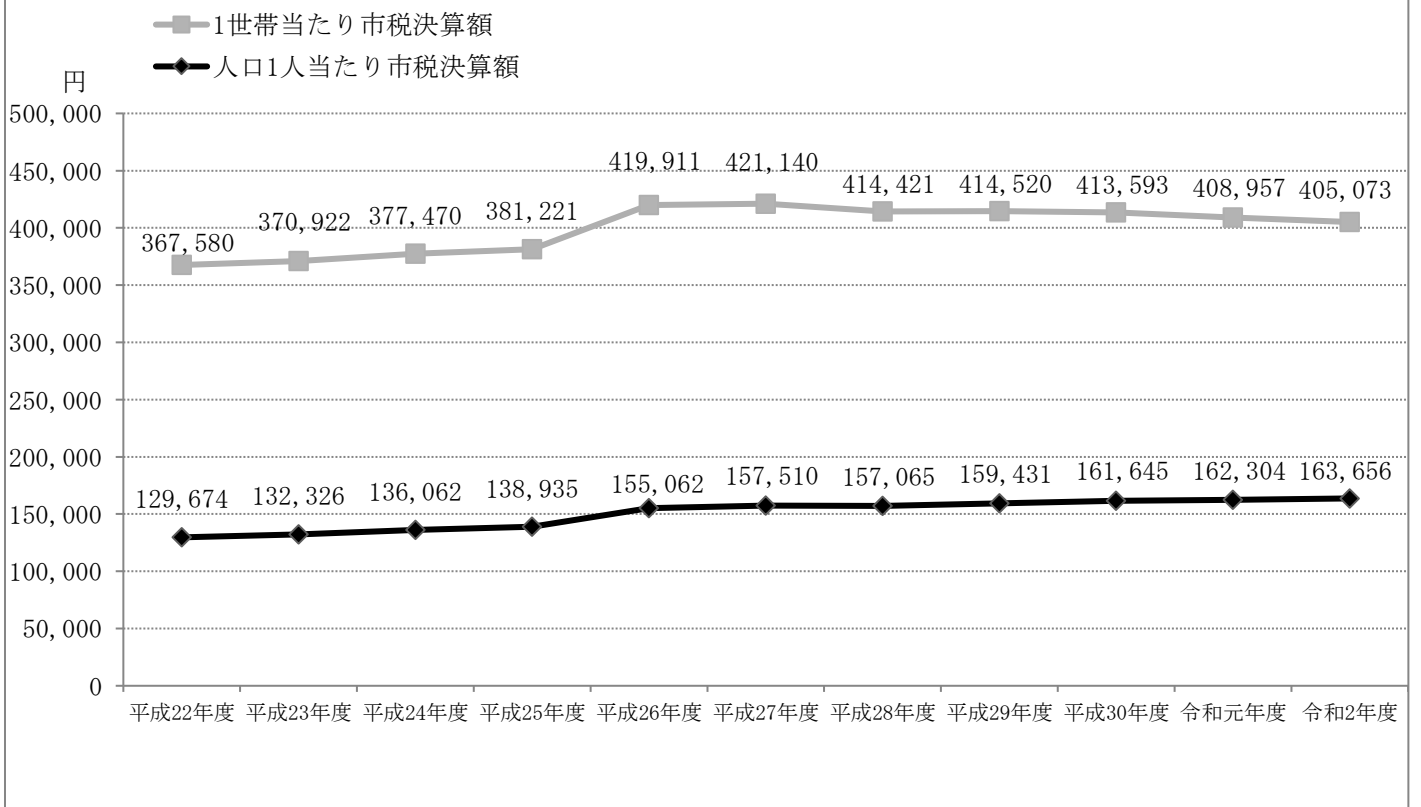
各年度1月1日現在（人口・世帯数）

年度	人口			世帯			歳入決算額			人口1人当たり			1世帯当たり		
	人口 (人)	指数	前年 増減率 (%)	世帯数 (戸)	指数	前年 増減率 (%)	上段：歳入決算額 下段：うち市税 (千円)	指数	前年 増減率 (%)	上段：歳入決算額 下段：うち市税 (円)	指数	前年 増減率 (%)	上段：歳入決算額 下段：うち市税 (円)	指数	前年 増減率 (%)
平成22	206,499	100.0	-	72,848	100.0	-	113,755,997	100.0	-	550,879	100.0	-	1,561,553	100.0	-
							26,777,475	100.0	-	129,674	100.0	-	367,580	100.0	-
平成23	205,145	99.3	△ 0.7	73,185	100.5	0.5	117,417,401	103.2	3.2	572,363	103.9	3.9	1,604,392	102.7	2.7
							27,145,938	101.4	1.4	132,326	102.0	2.0	370,922	100.9	0.9
平成24	203,452	98.5	△ 0.8	73,336	100.7	0.2	129,503,171	113.8	10.3	636,529	115.5	11.2	1,765,888	113.1	10.1
							27,682,160	103.4	2.0	136,062	104.9	2.8	377,470	102.7	1.8
平成25	201,794	97.7	△ 0.8	73,543	101.0	0.3	111,406,450	97.9	△ 14.0	552,080	100.2	△ 13.3	1,514,848	97.0	△ 14.2
							28,036,157	104.7	1.3	138,935	107.1	2.1	381,221	103.7	1.0
平成26	200,179	96.9	△ 0.8	73,921	101.5	0.5	114,114,271	100.3	2.4	570,061	103.5	3.3	1,543,733	98.9	1.9
							31,040,215	115.9	10.7	155,062	119.6	11.6	419,911	114.2	10.1
平成27	198,356	96.1	△ 0.9	74,187	101.8	0.4	106,014,551	93.2	△ 7.1	534,466	97.0	△ 6.2	1,429,018	91.5	△ 7.4
							31,243,080	116.7	0.7	157,510	121.5	1.6	421,140	114.6	0.3
平成28	196,959	95.4	△ 0.7	74,647	102.5	0.6	113,720,943	100.0	7.3	577,384	104.8	8.0	1,523,450	97.6	6.6
							30,935,308	115.5	△ 1.0	157,065	121.1	△ 0.3	414,421	112.7	△ 1.6
平成29	195,200	94.5	△ 0.9	75,077	103.1	0.6	115,883,741	101.9	1.9	593,667	107.8	2.8	1,543,532	98.8	1.3
							31,120,914	116.2	0.6	159,431	122.9	1.5	414,520	112.8	0.0
平成30	193,275	93.6	△ 1.0	75,538	103.7	0.6	101,984,905	89.7	△ 12.0	527,667	95.8	△ 11.1	1,350,114	86.5	△ 12.5
							31,241,966	116.7	0.4	161,645	124.7	1.4	413,593	112.5	△ 0.2
令和元	191,197	92.6	△ 1.1	75,881	104.2	0.5	103,420,793	90.9	1.4	540,912	98.2	2.5	1,362,934	87.3	0.9
							31,032,087	115.9	△ 0.7	162,304	125.2	0.4	408,957	111.3	△ 1.1
令和2	189,282	91.7	△ 1.0	76,473	105.0	0.8	123,538,324	108.6	19.5	652,668	118.5	20.7	1,615,450	103.5	18.5
							30,977,169	115.7	△ 0.2	163,656	126.2	0.8	405,073	110.2	△ 0.9

「歳入と市税」決算額の推移



人口1人当たり・1世帯当たり市税決算額の推移



第 2 章

市税の決算状況

1 市税の決算状況

令和2年度決算における市税は、前年度と比較して0.2%、5,492万円減の309億7,717万円となりました。市税全体に占める各税の割合は、個人市民税が30.0%、法人市民税が10.2%、固定資産税が50.2%となり、これらの税で市税の約90%を占めています。

各税の主な増減要因は、次のとおりです。

○個人市民税は、ほぼ前年並みの852万円の減

○法人市民税は、大手製造業等の申告納税額の増加により1,218万円の増

○固定資産税は、家屋において新・増築分の増加があったものの、土地は地価下落、償却資産は、電気供給業関連資産の減価償却により、全体では4,263万円の減

○軽自動車税のうち環境性能割は、令和2年度から通年での課税となったことから2,387万円の増、種別割は税率の高い軽四輪乗用車の増加により2,257万円の増

■市税の状況（決算額の対前年度比較）

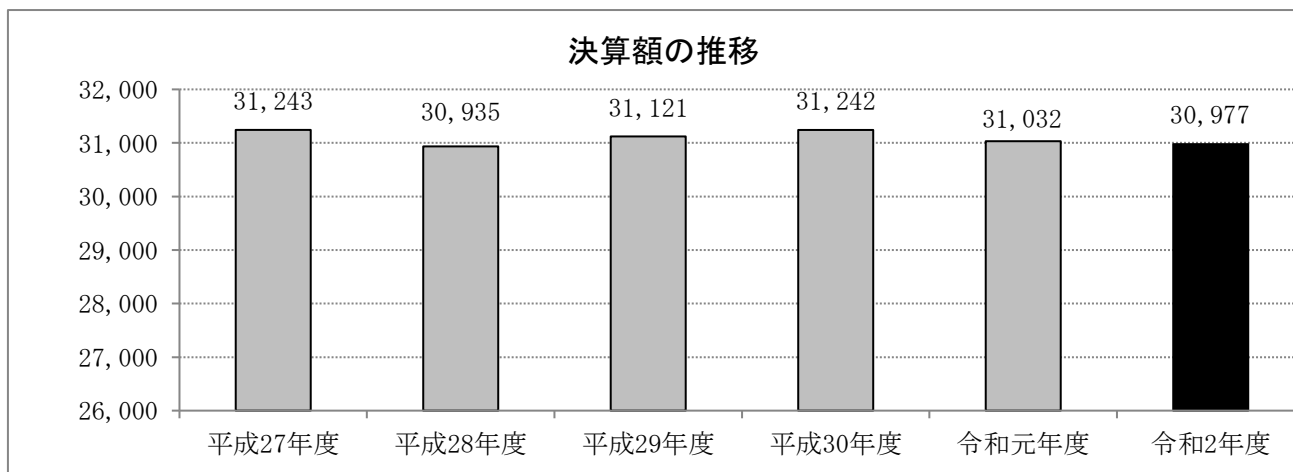
単位：千円、%

区分	令和2年度				令和元年度		増減内容
	決算額	構成比	増減額	増減率	決算額	構成比	
市税総額	30,977,169	100.0%	△ 54,918	△ 0.2	31,032,087	100.0%	
市民税	12,466,836	40.2%	3,655	0.0	12,463,181	40.2%	
個人	9,300,783	30.0%	△ 8,522	△ 0.1	9,309,305	30.0%	ほぼ前年並み
法人	3,166,053	10.2%	12,176	0.4	3,153,877	10.2%	大手製造業等の申告納税額の増加により法人税割が増加
固定資産税	15,545,439	50.2%	△ 42,631	△ 0.3	15,588,070	50.2%	
土地	3,595,575	11.6%	△ 67,591	△ 1.8	3,663,166	11.8%	地価下落の影響により減少
家屋	5,666,382	18.3%	100,151	1.8	5,566,231	17.9%	新・増築分の増により増加
償却資産	6,240,820	20.1%	△ 75,554	△ 1.2	6,316,374	20.4%	電気供給業関連資産の減価償却により減少
交付金	42,661	0.1%	362	0.9	42,299	0.1%	県所有資産の増加などにより微増
軽自動車税	706,669	2.3%	46,442	7.0	660,227	2.1%	
環境性能割	30,896	0.1%	23,872	339.9	7,024	0.0%	令和元年度は年度途中からの課税であることに對し、令和2年度は通年での課税となったことにより増加
種別割	675,773	2.2%	22,570	3.5	653,203	2.1%	軽自動車のうち、税率の高い軽四輪乗用車の増により増加
市たばこ税	1,161,791	3.8%	△ 50,402	△ 4.2	1,212,193	3.9%	消費本数の減により減少
入湯税	15,713	0.1%	△ 18,229	△ 53.7	33,942	0.1%	入浴施設の休業等の影響により入湯客数が減少
都市計画税	1,080,720	3.5%	6,247	0.6	1,074,473	3.5%	
土地	482,247	1.6%	△ 7,940	△ 1.6	490,187	1.6%	固定資産税と同様の要因により、土地は減少
家屋	598,473	1.9%	14,187	2.4	584,286	1.9%	固定資産税と同様の要因により、家屋は増加

■市税決算額の推移

市税決算額は、平成27年度から6年連続で300億円を超えています。平成29年度及び平成30年度は、前年度比で増になったものの、令和元年度から減少傾向に転じ、令和2年度も、固定資産税、市たばこ税などの減収により前年度比で減となりました。

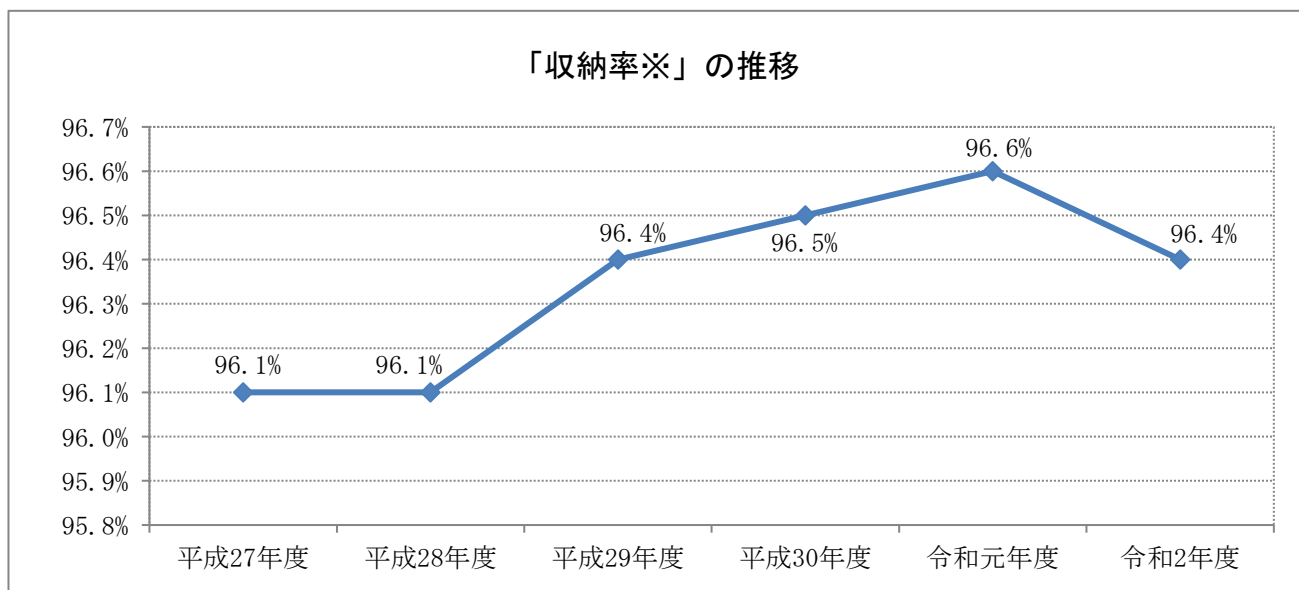
単位：百万円



単位：千円、%

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
決算額	31,243,080	30,935,308	31,120,914	31,241,966	31,032,087	30,977,169
増減額	202,865	△ 307,772	185,606	121,052	△ 209,879	△ 54,918
増減率	0.7	△ 1.0	0.6	0.4	△ 0.7	△ 0.2

単位：%



年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収納率	96.1%	96.1%	96.4%	96.5%	96.6%	96.4%

※「収納率」は、課税した税額に対する納付された税額の割合（徴収率と表記されることもあります。）
詳細は「第3章 収納」を参照。

2 各税の状況

(1) 個人市民税

■ 令和2年度決算状況

個人市民税は、前年度と比較して852万円、0.1%減の93億78万円とほぼ前年並みの決算となりました。また、市税全体に占める割合は30.0%で、前年度と同様の割合となりました。

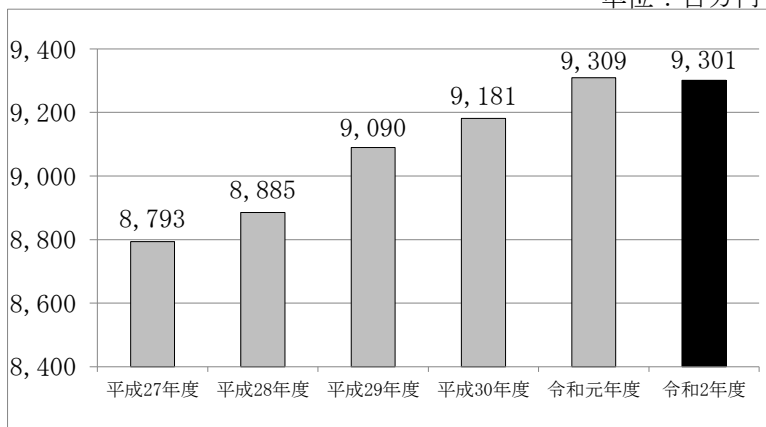
単位：千円、%、ポイント

区分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
市税全体	31,032,087	30,977,169	△ 54,918	△ 0.2
市民税(個人・法人)	12,463,181	12,466,836	3,655	0.0
個人	9,309,305	9,300,783	△ 8,522	△ 0.1
市税全体に占める割合	30.0	30.0		0.0

■ 決算額の推移

6か年の推移では、平成28年度以降は、総所得金額の増加により伸び続けていましたが、令和2年度は前年度をわずかに下回る決算額となりました。

単位：百万円

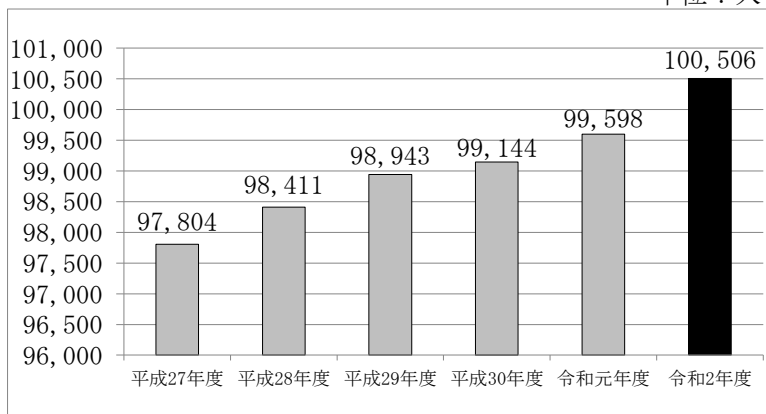


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	8,792,671	△ 4,116	△ 0.0
平成28年度	8,884,735	92,064	1.0
平成29年度	9,089,845	205,110	2.3
平成30年度	9,181,475	91,630	1.0
令和元年度	9,309,305	127,830	1.4
令和2年度	9,300,783	△ 8,522	△ 0.1

■ 納税義務者数の推移

単位：人



単位：人、%

年度	納税義務者数	増減数	増減率
平成27年度	97,804	△ 771	△ 0.8
平成28年度	98,411	607	0.6
平成29年度	98,943	532	0.5
平成30年度	99,144	201	0.2
令和元年度	99,598	454	0.5
令和2年度	100,506	908	0.9

※退職分離課税者は除く。

■個人市民税の減免

次の納税義務者は、申請により市民税の減免を受けることができます。

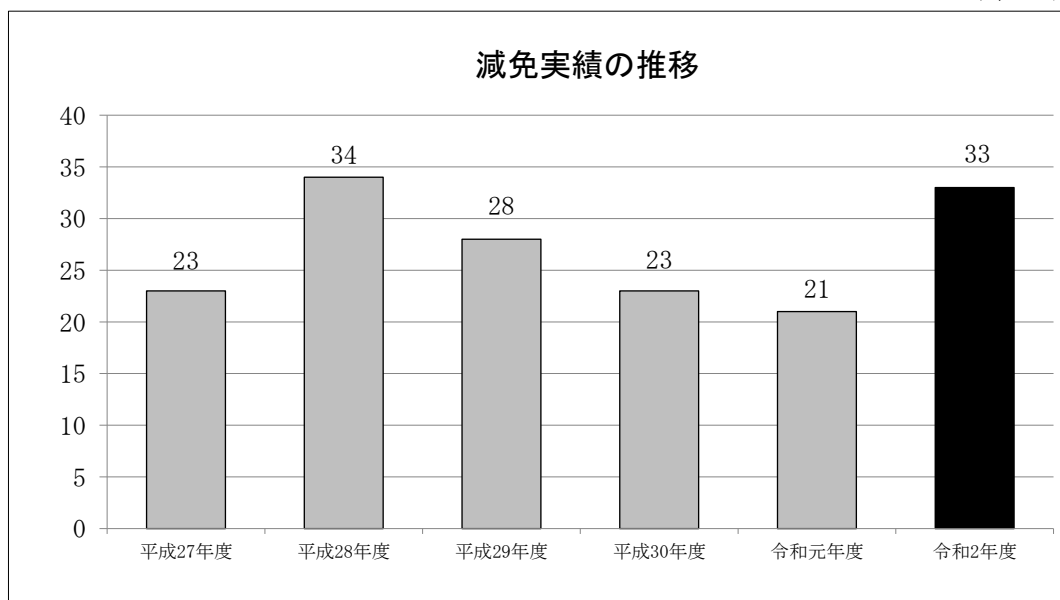
○減免の対象となる納税義務者

- ・生活保護を受けている方
- ・災害による損害の発生などにより生活が困難である方 など

単位：千円、件

年 度	件数	増減件数	減免額	増減額	生活保護	生活困窮	災 害
平成27年度	23	△ 12	759	△ 431	18	0	5
平成28年度	34	11	1,203	444	19	0	15
平成29年度	28	△ 6	1,786	583	16	0	12
平成30年度	23	△ 5	1,708	△ 78	16	0	7
令和元年度	21	△ 2	917	△ 791	16	0	5
令和2年度	33	12	2,046	1,129	24	0	9

単位：件



(2) 法人市民税

■令和2年度決算状況

法人市民税は、大手製造業等の申告納税額の増加により、前年度と比較して1,218万円、0.4%増の31億6,605万円の決算となりました。また、市税全体に占める割合は10.2%で、前年並みとなりました。

単位：千円、%、ポイント

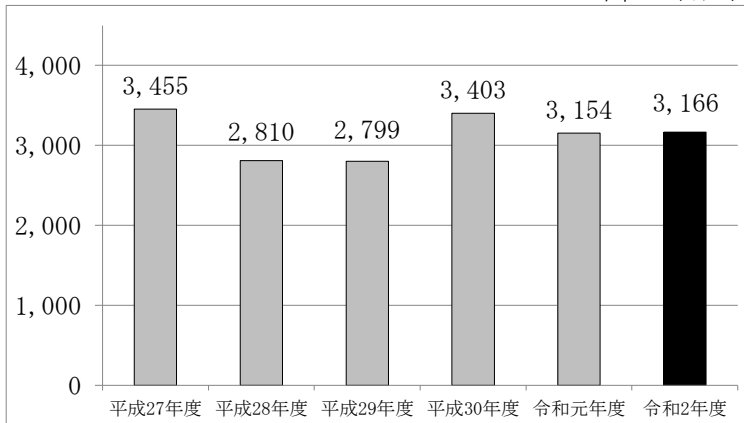
区分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
市税全体	31,032,087	30,977,169	△ 54,918	△ 0.2
市民税(個人・法人)	12,463,181	12,466,836	3,655	0.0
法人	3,153,877	3,166,053	12,176	0.4
市税全体に占める割合	10.2	10.2		0.0

■決算額の推移

6か年の推移では、決算額が大手企業の申告納税額に応じて、大きく変動しています。

特に、上越市は製造業が税額全体の約半分を占めており、その動向によって決算額が大きく増減する傾向にあります。令和2年度は大手製造業等で申告納税額が前年度より増加した結果、決算額も増加しました。

単位：百万円

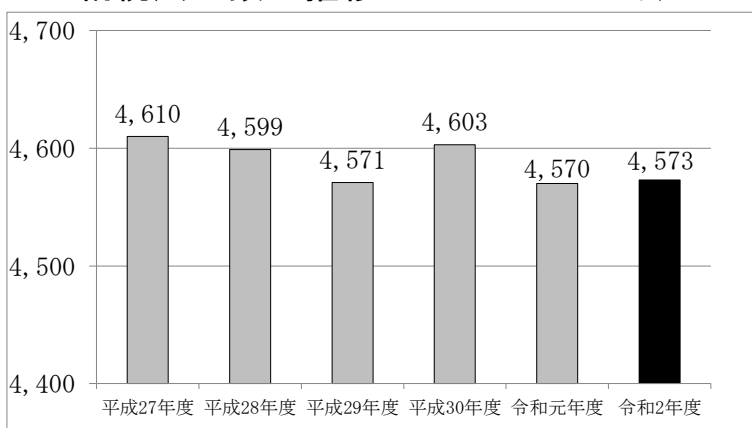


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	3,454,787	253,087	7.9
平成28年度	2,809,502	△ 645,285	△ 18.7
平成29年度	2,799,373	△ 10,129	△ 0.4
平成30年度	3,402,985	603,612	21.6
令和元年度	3,153,877	△ 249,108	△ 7.3
令和2年度	3,166,053	12,176	0.4

■納税法人数の推移

単位：法人



単位：法人、%

年度	納税法人数	増減数	増減率
平成27年度	4,610	△ 66	△ 1.4
平成28年度	4,599	△ 11	△ 0.2
平成29年度	4,571	△ 28	△ 0.6
平成30年度	4,603	32	0.7
令和元年度	4,570	△ 33	△ 0.7
令和2年度	4,573	3	0.1

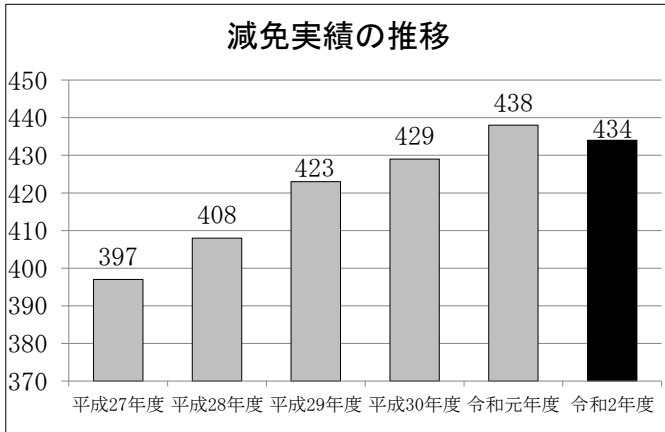
■法人市民税の減免

次の法人は、申請により均等割の減免を受けることができます。ただし、収益事業を行っていない法人に限ります。

○減免の対象となる法人

- ・公益社団法人及び公益財団法人
- ・一般社団法人（非営利型）及び一般財団法人（非営利型）
- ・認可地縁団体
- ・特定非営利活動法人（NPO法人）

単位：件



減免実績の内訳

単位：件、千円

年度	件数		減免額	
	増減	増減額	増減額	
平成27年度	397	60	18,560	1,877
平成28年度	408	11	20,237	1,677
平成29年度	423	15	20,845	608
平成30年度	429	6	21,287	442
令和元年度	438	9	21,658	371
令和2年度	434	△ 4	21,604	△ 54

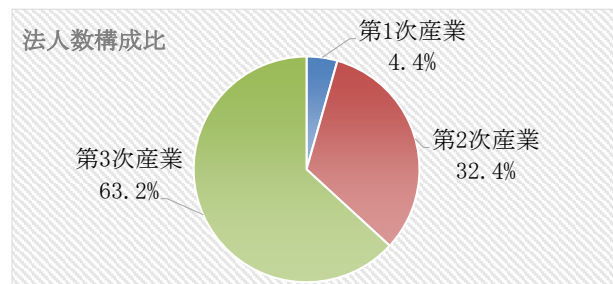
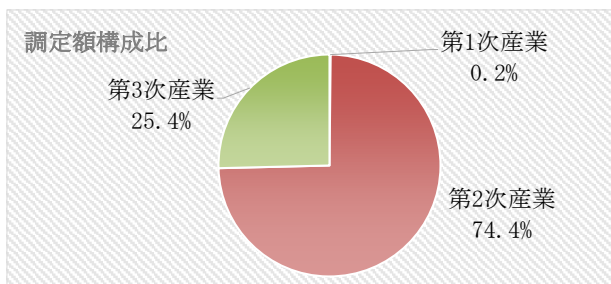
■産業分類別法人市民税調定額の構成比（法人税割）

単位：千円、%、法人

産業分類	調定額	構成比	法人数	構成比
第1次産業	4,501	0.2	99	4.4
第2次産業	1,955,776	74.4	727	32.4
第3次産業	666,492	25.4	1,417	63.2
合計	2,626,769	100.0	2,243	100.0

法人数で約3割を占める第2次産業が、調定額で7割を超えています。特に、製造業の占める割合が多く、法人税割における調定額の約6割を占めています。

※滞納繰越分除く。



産業分類の内訳

- 第1次産業： 農業・林業・漁業
- 第2次産業： 鉱業・建設業・製造業
- 第3次産業： 電気・ガス・情報通信業・運輸業・卸売業・小売業・金融業・保険業・不動産業・飲食業・医療・福祉・サービス業など

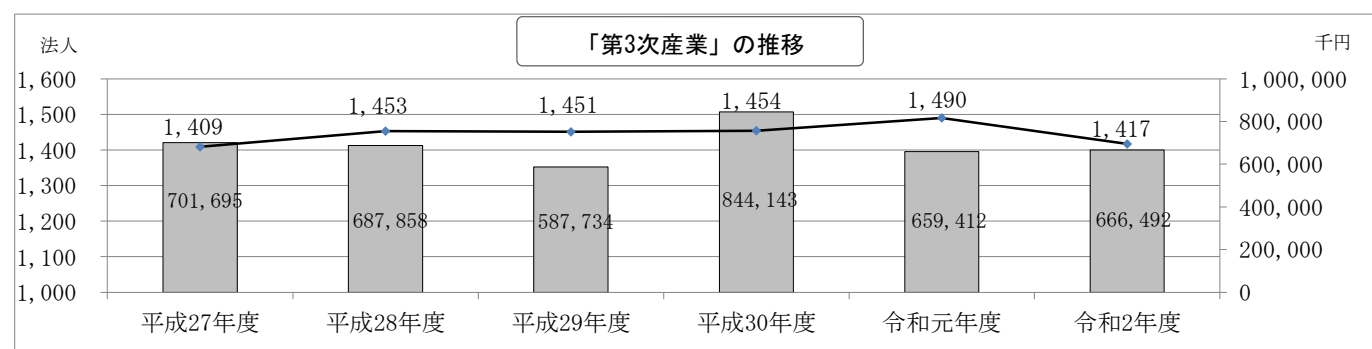
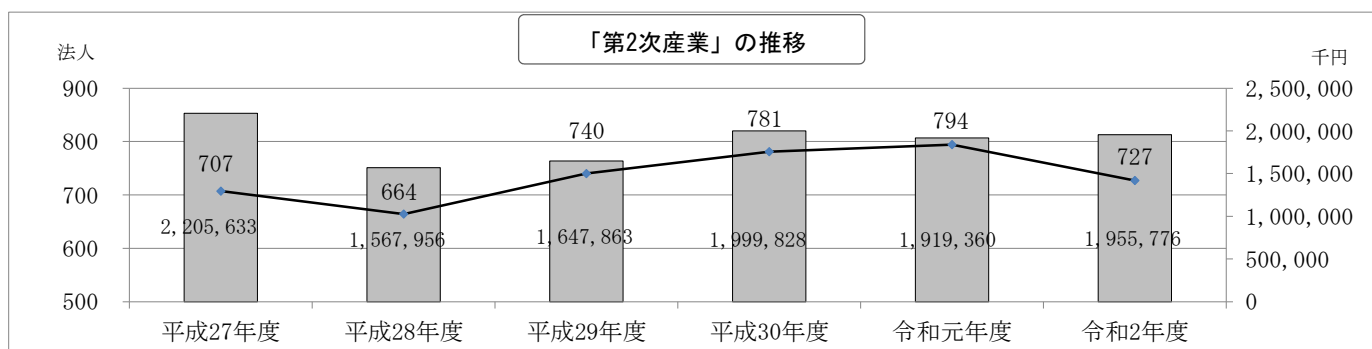
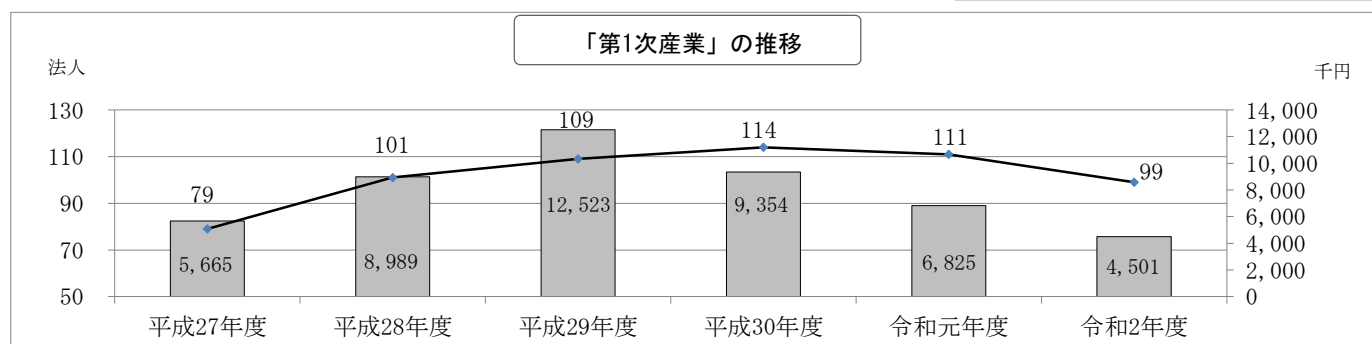
■産業分類別法人市民税調定額の推移（法人税割）

単位：法人、千円、%

産業分類	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	法人数	調定額	法人数	調定額	法人数	調定額	法人数	調定額	法人数	調定額	法人数	調定額
	構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比	
第1次産業	79	5,665	101	8,989	109	12,523	114	9,354	111	6,825	99	4,501
	3.6	0.2	4.6	0.4	4.7	0.6	4.9	0.3	4.6	0.3	4.4	0.2
第2次産業	707	2,205,633	664	1,567,956	740	1,647,863	781	1,999,828	794	1,919,360	727	1,955,776
	32.2	75.7	29.9	69.2	32.2	73.3	33.2	70.1	33.2	74.2	32.4	74.5
第3次産業	1,409	701,695	1,453	687,858	1,451	587,734	1,454	844,143	1,490	659,412	1,417	666,492
	64.2	24.1	65.5	30.4	63.1	26.1	61.9	29.6	62.2	25.5	63.2	25.4
合計	2,195	2,912,993	2,218	2,264,803	2,300	2,248,119	2,349	2,853,325	2,395	2,585,597	2,243	2,626,769

※滞納繰越分除く

折れ線グラフ：法人数
棒グラフ：調定額（法人税割）



(3) 固定資産税

■令和2年度決算状況

固定資産税は、家屋において新・増築分の増加があったものの、土地は地価下落、償却資産は電気供給業関連資産の減価償却により、前年度と比較して4,263万円、0.3%減の155億4,544万円の決算となりました。また、市税全体に占める割合は50.2%で、前年度と同様でした。

単位：千円、%、ポイント

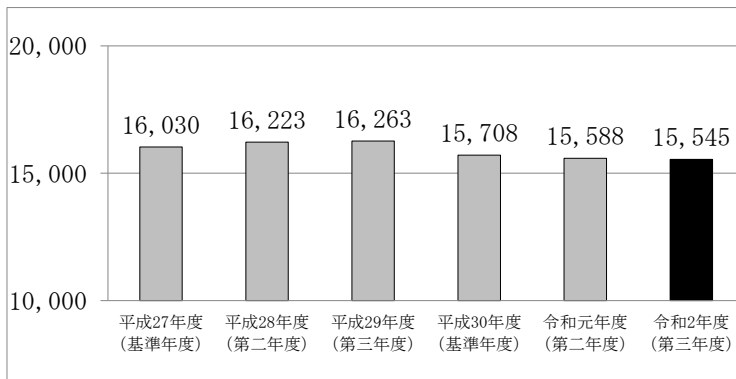
区分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
市税全体	31,032,087	30,977,169	△ 54,918	△ 0.2
固定資産税	15,588,070	15,545,439	△ 42,631	△ 0.3
市税全体に占める割合	50.2	50.2		0.0

■決算額の推移

6か年の推移では、土地と家屋の評価替えが行われる基準年度において決算額が前年度より減少し、翌年度以降は増加傾向にあります。

しかしながら、土地における地価下落、償却資産における電気供給業関連資産は減価償却により、令和2年度も前年度を下回る決算額となりました。

単位：百万円



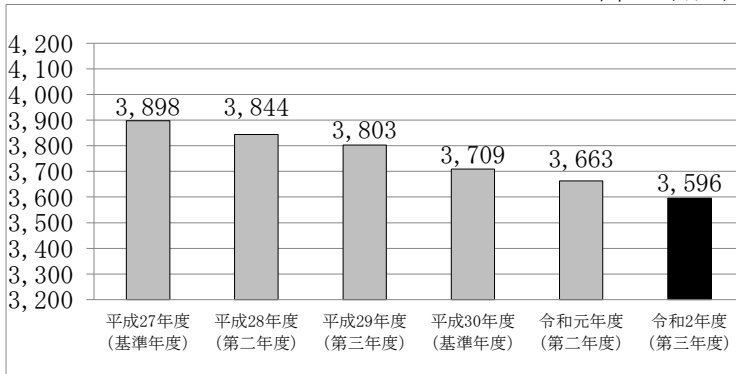
単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	16,029,731	△ 17,367	△ 0.1
平成28年度	16,223,115	193,384	1.2
平成29年度	16,262,601	39,486	0.2
平成30年度	15,707,588	△ 555,013	△ 3.4
令和元年度	15,588,070	△ 119,518	△ 0.8
令和2年度	15,545,439	△ 42,631	△ 0.3

○決算額の推移（土地）

土地に係る固定資産税は、3年ごと（基準年度）に評価替えを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格を固定資産税台帳に登録します。基準年度の価格を3年間据え置くことが原則ですが、地目の変更や地価の変動など、基準年度の価格が適当でない場合は、第2年度及び第3年度においても価格の修正を行います。平成8年度以降、地価の下落により毎年時点修正を行っており、決算額（課税額）は減少しています。

単位：百万円

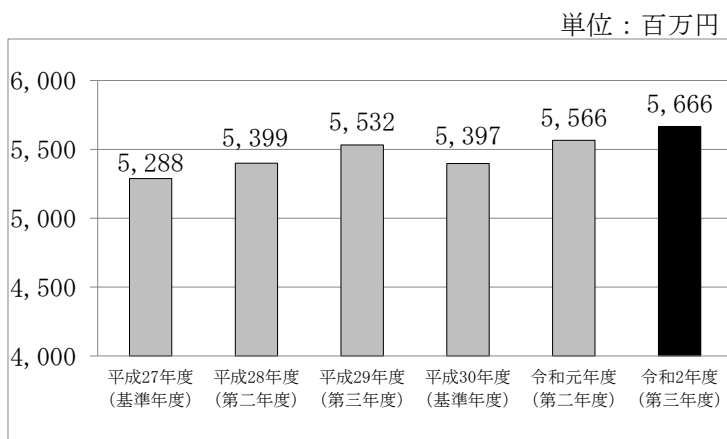


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	3,897,592	△ 51,322	△ 1.3
平成28年度	3,844,158	△ 53,434	△ 1.4
平成29年度	3,802,927	△ 41,231	△ 1.1
平成30年度	3,709,108	△ 93,819	△ 2.5
令和元年度	3,663,166	△ 45,942	△ 1.2
令和2年度	3,595,575	△ 67,591	△ 1.8

○決算額の推移（家屋）

家屋に係る固定資産税は、評価替えの実施年度（基準年度）以降の3年間を単位として変動の傾向を見ることができます。近年では平成27年度、平成30年度が評価替えの基準年度になります。基準年度の翌年度、翌々年度の決算額については、新・増築による増加が滅失などによる減少分を上回るため、増加していく傾向にあります。

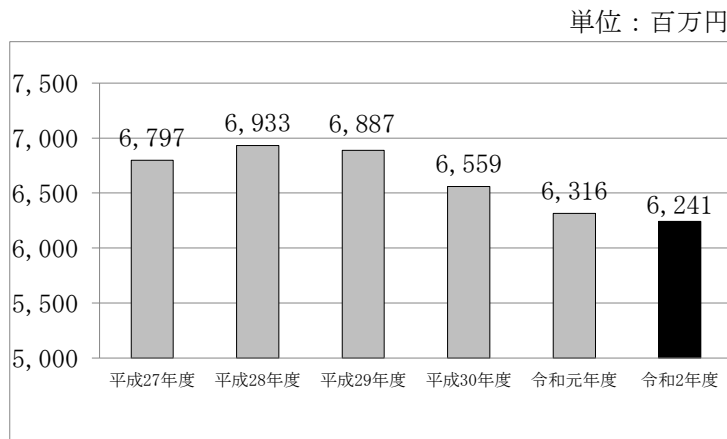


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	5,287,654	△ 93,593	△ 1.7
平成28年度	5,398,695	111,041	2.1
平成29年度	5,531,885	133,190	2.5
平成30年度	5,397,463	△ 134,422	△ 2.4
令和元年度	5,566,231	168,768	3.1
令和2年度	5,666,382	100,151	1.8

○決算額の推移（償却資産）

償却資産に係る固定資産税は、平成24年度に火力発電所が稼働し、平成26年度に北陸新幹線が開業したことで、決算額の増加傾向が続きましたが、平成29年度からは経年減価に伴い減少に転じています。令和2年度も電気供給業関連資産の減価償却の影響により前年度を下回る決算額となりました。

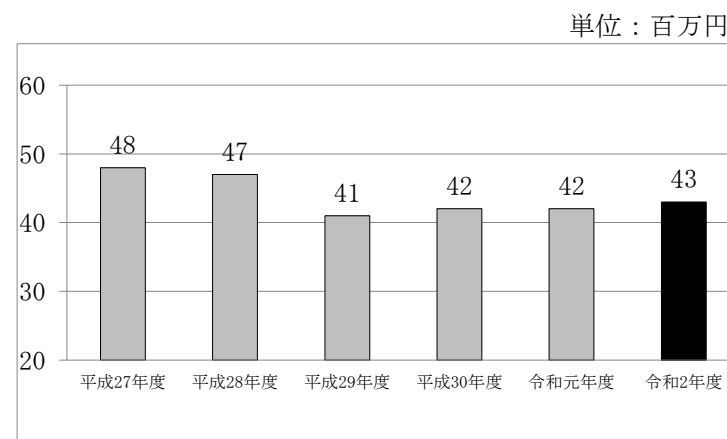


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	6,796,686	126,041	1.9
平成28年度	6,933,424	136,738	2.0
平成29年度	6,887,138	△ 46,286	△ 0.7
平成30年度	6,558,701	△ 328,437	△ 4.8
令和元年度	6,316,374	△ 242,327	△ 3.7
令和2年度	6,240,820	△ 75,554	△ 1.2

○決算額の推移（国有資産等所在市町村交付金）

交付金は、県所有資産の増加などにより微増となりました。



単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	47,800	1,508	3.3
平成28年度	46,838	△ 962	△ 2.0
平成29年度	40,651	△ 6,187	△ 13.2
平成30年度	42,316	1,665	4.1
令和元年度	42,299	△ 17	△ 0.0
令和2年度	42,661	362	0.9

■納税義務者数の推移（免税点以上）

単位：人

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
土地		61,649	61,693	61,764	61,682	61,645	61,604
家屋		65,045	65,184	65,335	65,457	65,540	65,685
償却資産		1,985	2,037	2,049	2,082	2,148	2,249
納税義務者実人員		82,543	82,642	82,687	82,600	82,480	82,513

■固定資産税・都市計画税の減免

対象となる固定資産を所有する納税義務者は、申請により固定資産税の減免を受けることができます。

○減免の対象となる固定資産

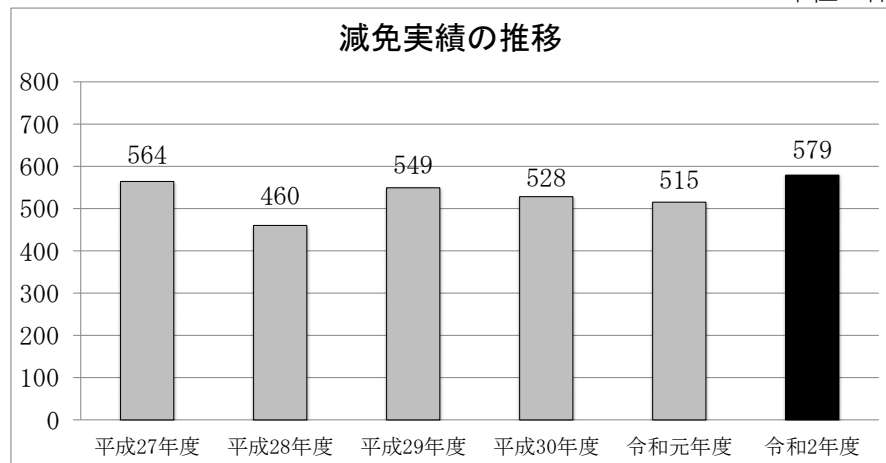
- ・生活保護を受けている方の所有する固定資産
- ・公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- ・災害により損害を受け、著しく価値を減じた固定資産 など

単位：件、千円

年度	件数		減免額		減免事由の内訳				
		増減		増減額	生活保護	災害	公益使用	公衆浴場	住宅資金等貸付
平成27年度	564	8	10,402	384	537	12	6	5	4
平成28年度	460	△ 104	9,922	△ 480	437	12	6	5	0
平成29年度	549	89	8,406	△ 1,516	510	30	4	5	0
平成30年度	528	△ 21	9,208	802	491	28	4	5	0
令和元年度	515	△ 13	11,114	1,906	487	14	4	10	0
令和2年度	579	64	10,931	△ 183	492	73	4	10	0

※土地、家屋、償却資産、都市計画税の減免数の合計のため、納税義務者の重複があります。

単位：件



(4) 軽自動車税

■ 令和2年度決算状況

○ 環境性能割

環境性能割は、令和元年度は年度途中からの課税であることに対し、令和2年度は通年での課税となったことから、前年度と比較して2,387万円、339.9%増の3,090万円の決算となりました。

単位：千円、%、ポイント

区分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
市税全体	31,032,087	30,977,169	△ 54,918	△ 0.2
軽自動車税	660,227	706,669	46,442	7.0
環境性能割	7,024	30,896	23,872	339.9
市税全体に占める割合	0.0	0.1		0.1

○ 種別割

種別割は、税率の高い軽四輪乗用車が増加したことから、前年度と比較して2,257万円、3.5%増の6億7,577万円の決算となりました。また、市税全体に占める割合は2.2%で、前年度と比較して0.1ポイント増加しました。

単位：千円、%、ポイント

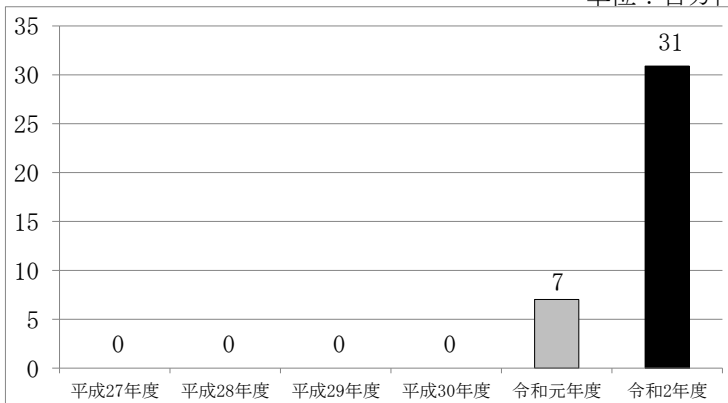
区分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
市税全体	31,032,087	30,977,169	△ 54,918	△ 0.2
軽自動車税	660,227	706,669	46,442	7.0
種別割	653,203	675,773	22,570	3.5
市税全体に占める割合	2.1	2.2		0.1

■ 決算額の推移

○ 決算額の推移（環境性能割）

令和元年度は年度途中からの課税であることに対し、令和2年度は通年での課税となったことから、大幅に決算額が増加しました。

単位：百万円

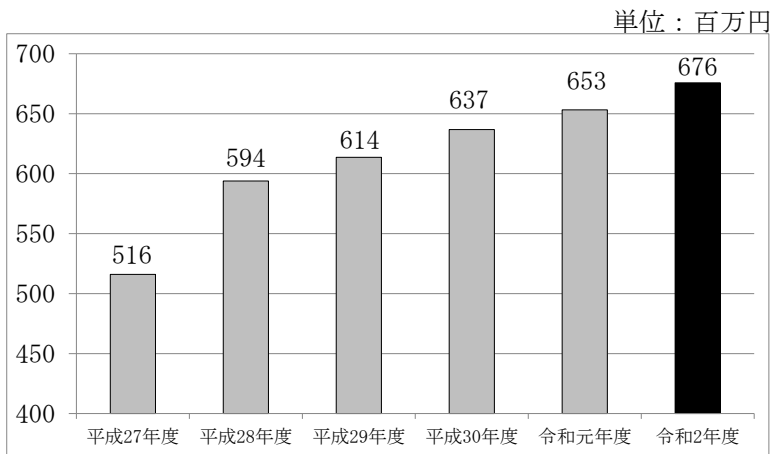


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	-	-	-
平成28年度	-	-	-
平成29年度	-	-	-
平成30年度	-	-	-
令和元年度	7,024	7,024	皆増
令和2年度	30,896	23,872	339.9

○決算額の推移（種別割）

6か年の推移では、税率の高い軽四輪乗用車の台数が年々増加していることから、決算額は増加傾向にあります。なお、平成28年度は税制改正に伴う税率改定の影響のため、大幅に決算額が増加しました。

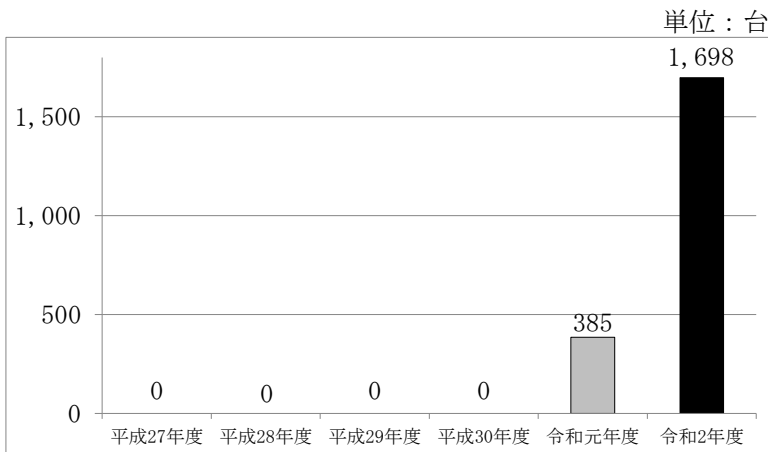


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	516,032	6,379	1.3
平成28年度	593,895	77,863	15.1
平成29年度	613,640	19,745	3.3
平成30年度	636,776	23,136	3.8
令和元年度	653,203	16,427	2.6
令和2年度	675,773	22,570	3.5

■課税台数の推移

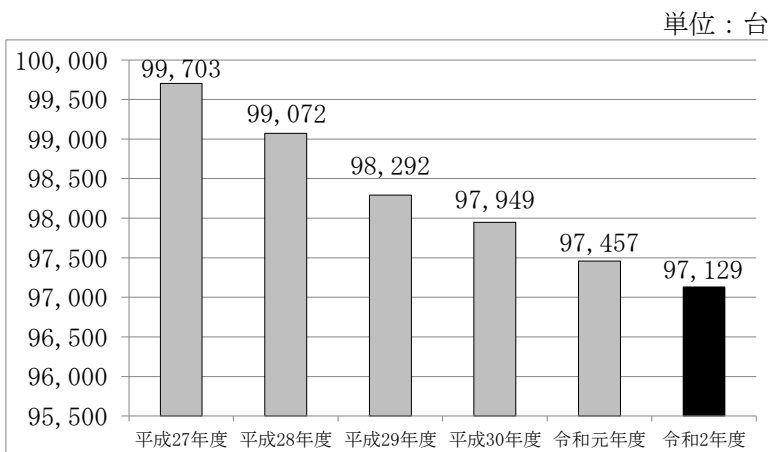
○課税台数の推移（環境性能割）



単位：台、%

年度	課税台数	増減数	増減率
平成27年度	-	-	-
平成28年度	-	-	-
平成29年度	-	-	-
平成30年度	-	-	-
令和元年度	385	385	皆増
令和2年度	1,698	1,313	341.0

○課税台数の推移（種別割）



単位：台、%

年度	課税台数	増減数	増減率
平成27年度	99,703	9	0.0
平成28年度	99,072	△ 631	△ 0.6
平成29年度	98,292	△ 780	△ 0.8
平成30年度	97,949	△ 343	△ 0.3
令和元年度	97,457	△ 492	△ 0.5
令和2年度	97,129	△ 328	△ 0.3

■車種別の課税状況

○環境性能割

単位：台、千円、%

車種			令和元年度				令和2年度				差引				
			台数	構成比	調定額	構成比	台数	構成比	調定額	構成比	台数	増減率	調定額	増減率	
軽自動車	三輪車		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
	四輪	乗用	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	
		自家用	124	32.2	1,762	25.1	619	36.5	9,129	29.5	495	399.2	7,367	418.1	
		貨物	営業用	22	5.7	469	6.7	29	1.7	637	2.1	7	31.8	168	35.8
			自家用	239	62.1	4,793	68.2	1,050	61.8	21,130	68.4	811	339.3	16,337	340.9
合計			385	100.0	7,024	100.0	1,698	100.0	30,896	100.0	1,313	341.0	23,872	339.9	

○種別割

単位：台、千円、%

車種			令和元年度				令和2年度				差引			
			台数	構成比	調定額	構成比	台数	構成比	調定額	構成比	台数	増減率	調定額	増減率
原動機付自転車	50cc以下		6,416	6.6	12,832	2.0	6,004	6.2	12,008	1.8	△ 412	△ 6.4	△ 824	△ 6.4
	90cc以下		909	0.9	1,818	0.3	887	0.9	1,774	0.3	△ 22	△ 2.4	△ 44	△ 2.4
	125cc以下		966	1.0	2,318	0.4	1,014	1.0	2,434	0.4	48	5.0	116	5.0
	ミニカー		137	0.1	507	0.1	129	0.1	477	0.1	△ 8	△ 5.8	△ 30	△ 5.9
軽自動車	二輪車		2,015	2.1	7,254	1.1	2,010	2.1	7,236	1.1	△ 5	△ 0.2	△ 18	△ 0.2
	三輪車		1	0.0	5	0.0	1	0.0	5	0.0	0	0.0	0	0.0
	四輪	乗用	1	0.0	6	0.0	1	0.0	6	0.0	0	0.0	0	0.0
		自家用	54,943	56.4	490,824	74.9	55,398	57.0	512,338	75.7	455	0.8	21,514	4.4
		貨物	営業用	373	0.4	1,296	0.2	361	0.4	1,265	0.2	△ 12	△ 3.2	△ 31
自家用			20,871	21.4	100,092	15.3	20,766	21.4	101,300	15.0	△ 105	△ 0.5	1,208	1.2
小型特殊自動車	農耕作業用	6,647	6.8	13,294	2.0	6,340	6.5	12,680	1.9	△ 307	△ 4.6	△ 614	△ 4.6	
	その他	1,226	1.3	7,233	1.1	1,274	1.3	7,517	1.1	48	3.9	284	3.9	
トレーラー			62	0.1	223	0.0	68	0.1	245	0.0	6	9.7	22	9.9
二輪小型自動車			2,890	3.0	17,340	2.6	2,876	3.0	17,256	2.6	△ 14	△ 0.5	△ 84	△ 0.5
合計			97,457	100.0	655,042	100.0	97,129	100.0	676,540	100.0	△ 328	△ 0.3	21,498	3.3

■軽自動車税の減免

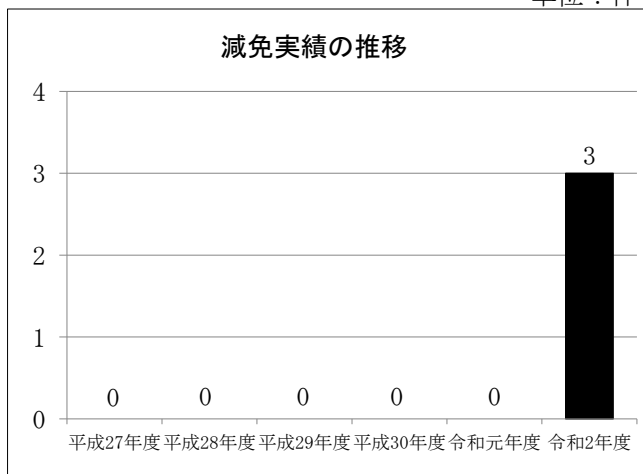
対象となる車両を所有する納税義務者は、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

○減免の対象となる車両

- ・身体障害者等が所有し運転する車両
- ・身体障害者等又は生計を一にする方が所有し、生計を一にする方が、その身体障害者等のために使用する車両
- ・単身者又は身体障害者等のみで構成される世帯で生活する身体障害者等が所有し常時介護する方が運転する車両
- ・対象車両の構造が、もっぱら身体障害者等の利用に供するための車両
- ・公益のための直接専用すると認められる車両（種別割のみ）

○環境性能割

単位：件

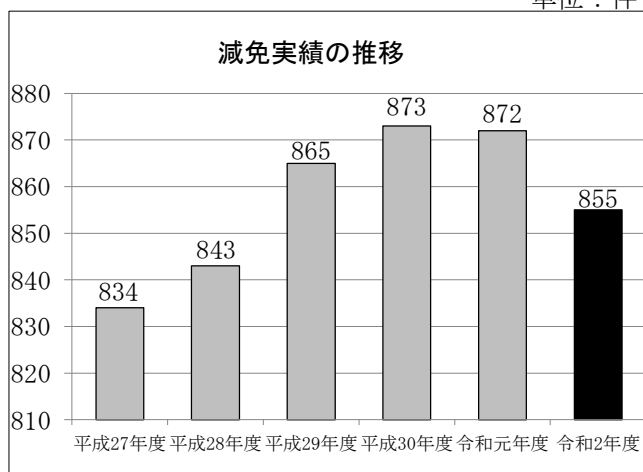


単位：件、千円

年度	件数		減免額		減免事由の内訳	
	件数	増減	減免額	増減額	身体障害者等	その他
平成27年度	-	-	-	-	-	-
平成28年度	-	-	-	-	-	-
平成29年度	-	-	-	-	-	-
平成30年度	-	-	-	-	-	-
令和元年度	0	0	0	0	0	0
令和2年度	3	3	68	68	1	2

○種別割

単位：件



単位：件、千円

年度	件数		減免額		減免事由の内訳	
	件数	増減	減免額	増減額	身体障害者等	その他
平成27年度	834	97	5,389	503	642	192
平成28年度	843	9	6,103	714	618	225
平成29年度	865	22	6,607	504	633	232
平成30年度	873	8	6,842	235	640	233
令和元年度	872	△ 1	7,015	173	636	236
令和2年度	855	△ 17	7,160	145	626	229

(5)市たばこ税

■令和2年度決算状況

市たばこ税は、消費本数の減少により、前年度と比較して5,040万円、4.2%減の11億6,179万円の決算となりました。また、市税全体に占める割合は3.8%で、前年度と比較して0.1ポイント減少しました。

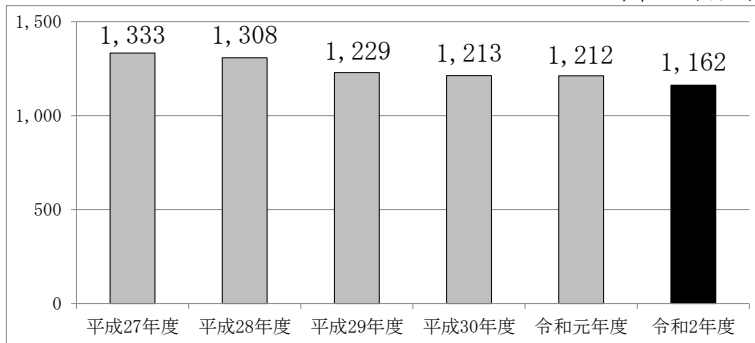
単位：千円、%、ポイント

区分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
市税全体	31,032,087	30,977,169	△ 54,918	△ 0.2
市たばこ税	1,212,193	1,161,791	△ 50,402	△ 4.2
市税全体に占める割合	3.9	3.8		△ 0.1

■決算額の推移

6か年の推移では、平成27年度以降、減少傾向にあります。

単位：百万円



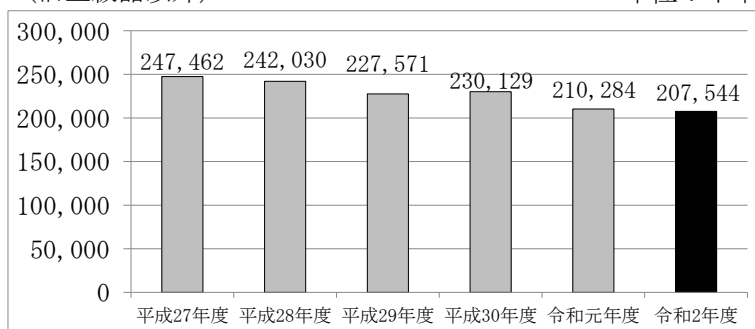
単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	1,333,249	△ 24,450	△ 1.8
平成28年度	1,308,068	△ 25,181	△ 1.9
平成29年度	1,229,110	△ 78,958	△ 6.0
平成30年度	1,212,627	△ 16,483	△ 1.3
令和元年度	1,212,193	△ 434	△ 0.0
令和2年度	1,161,791	△ 50,402	△ 4.2

■本数の推移

(旧三級品以外)

単位：千本

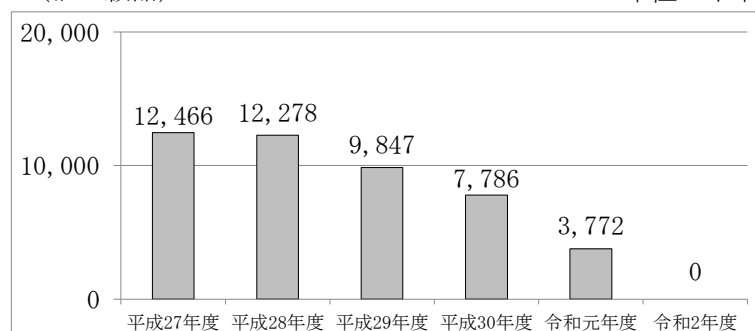


単位：千本、%

年度	本数	増減数	増減率
平成27年度	247,462	△ 4,637	△ 1.8
平成28年度	242,030	△ 5,432	△ 2.2
平成29年度	227,571	△ 14,459	△ 6.0
平成30年度	230,129	2,558	1.1
令和元年度	210,284	△ 19,845	△ 8.6
令和2年度	207,544	△ 2,740	△ 1.3

(旧三級品)

単位：千本



単位：千本、%

年度	本数	増減数	増減率
平成27年度	12,466	△ 21	△ 0.2
平成28年度	12,278	△ 188	△ 1.5
平成29年度	9,847	△ 2,431	△ 19.8
平成30年度	7,786	△ 2,061	△ 20.9
令和元年度	3,772	△ 4,014	△ 51.6
令和2年度	-	-	-

※旧三級品は令和元年10月以降、在庫分の販売をもって廃止となりました。

(6) 入湯税

■ 令和2年度決算状況

入湯税は、入湯客数の減少により、前年度と比較して1,823万円、53.7%減の1,571万円の決算となりました。また、市税全体に占める割合は0.1%で、前年度と比較して増減はありませんでした。

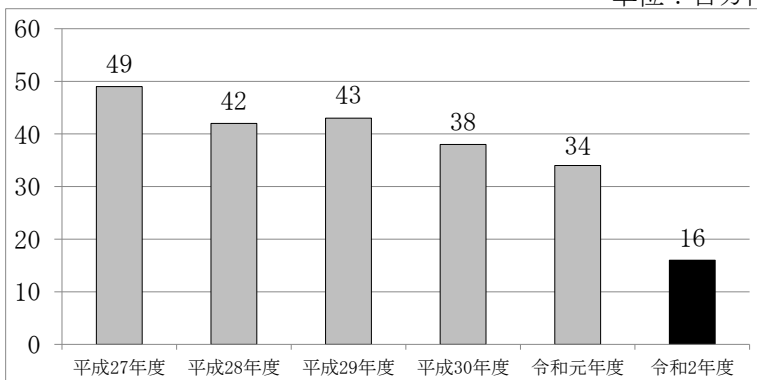
単位：千円、%、ポイント

区分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
市税全体	31,032,087	30,977,169	△ 54,918	△ 0.2
入湯税	33,942	15,713	△ 18,229	△ 53.7
市税全体に占める割合	0.1	0.1		0.0

■ 決算額の推移

6か年の推移では、決算額・入湯客数とも全体的に減少傾向にあります。

単位：百万円

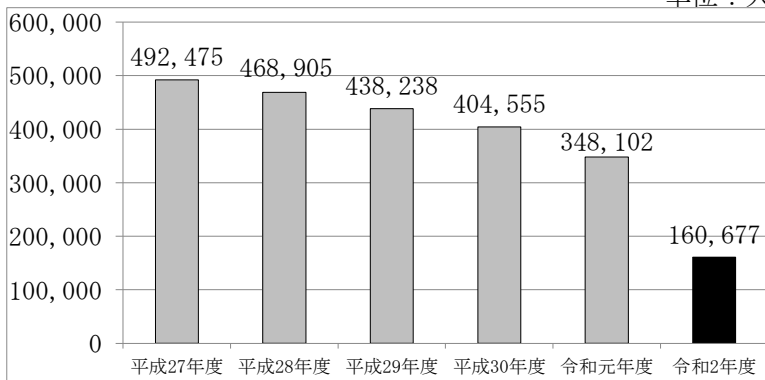


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	48,535	2,528	5.5
平成28年度	42,210	△ 6,325	△ 13.0
平成29年度	42,870	660	1.6
平成30年度	38,031	△ 4,839	△ 11.3
令和元年度	33,942	△ 4,089	△ 10.8
令和2年度	15,713	△ 18,229	△ 53.7

■ 入湯客数（課税対象者）の推移

単位：人



単位：人、%

年度	入湯客数	増減数	増減率
平成27年度	492,475	3,143	0.6
平成28年度	468,905	△ 23,570	△ 4.8
平成29年度	438,238	△ 30,667	△ 6.5
平成30年度	404,555	△ 33,683	△ 7.7
令和元年度	348,102	△ 56,453	△ 14.0
令和2年度	160,677	△ 187,425	△ 53.8

(7) 都市計画税

■令和2年度決算状況

都市計画税は、新・増築家屋分の増加により、前年度と比較して625万円、0.6%増の10億8,072万円の決算となりました。また、市税全体に占める割合は3.5%で、前年度と同様でした。

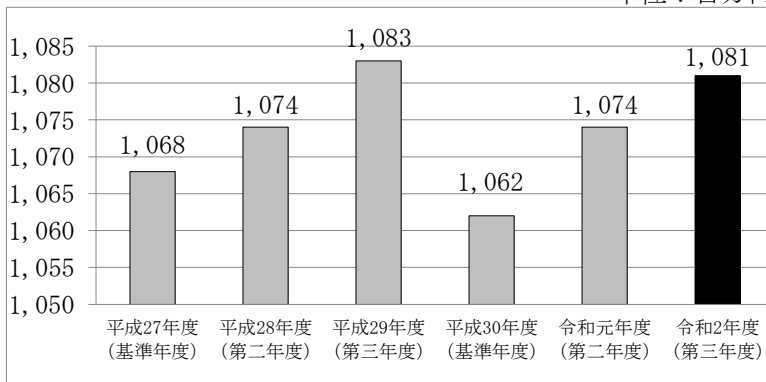
単位：千円、%、ポイント

区分	令和元年度	令和2年度	増減額	増減率
市税全体	31,032,087	30,977,169	△ 54,918	△ 0.2
都市計画税	1,074,473	1,080,720	6,247	0.6
市税全体に占める割合	3.5	3.5		0.0

■決算額の推移

6か年の推移では、10億円を超える状況が続いており、固定資産税（土地・家屋）と同様の変動が見られます。

単位：百万円



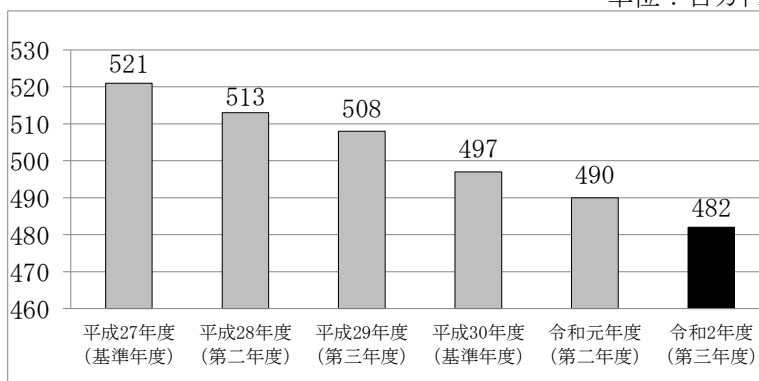
単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	1,068,075	△ 13,196	△ 1.2
平成28年度	1,073,782	5,707	0.5
平成29年度	1,083,476	9,694	0.9
平成30年度	1,062,485	△ 20,991	△ 1.9
令和元年度	1,074,473	11,988	1.1
令和2年度	1,080,720	6,247	0.6

○決算額の推移（土地）

6か年の推移では、土地の固定資産税と同じように地価の下落を反映した推移となっています。

単位：百万円

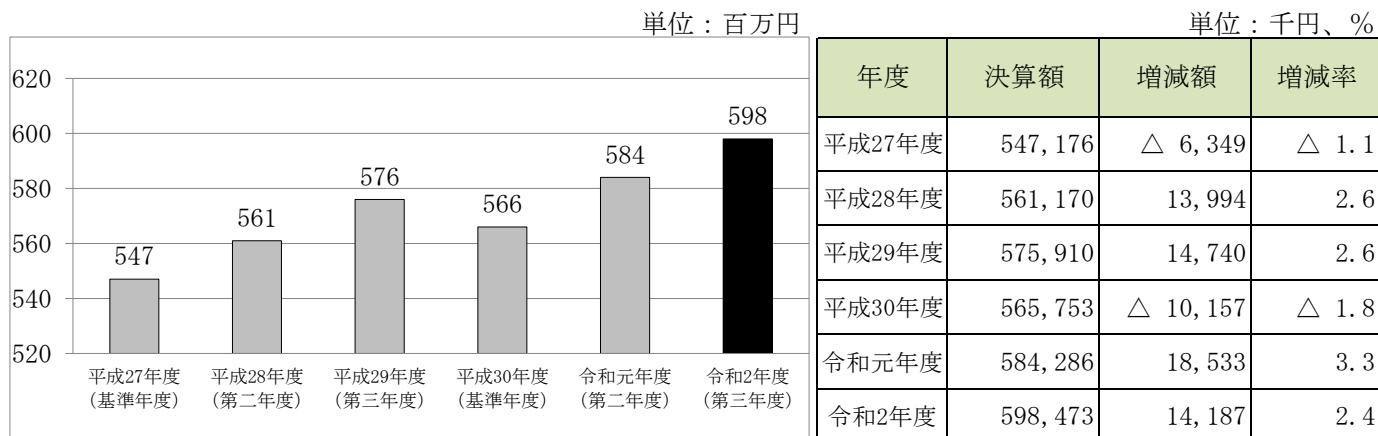


単位：千円、%

年度	決算額	増減額	増減率
平成27年度	520,899	△ 6,848	△ 1.3
平成28年度	512,612	△ 8,287	△ 1.6
平成29年度	507,566	△ 5,046	△ 1.0
平成30年度	496,732	△ 10,834	△ 2.1
令和元年度	490,187	△ 6,545	△ 1.3
令和2年度	482,247	△ 7,940	△ 1.6

○決算額の推移（家屋）

年度毎の変動は家屋の固定資産税と同様の推移を示しています。6か年の推移では、常時5億円を超える状況が続いています。



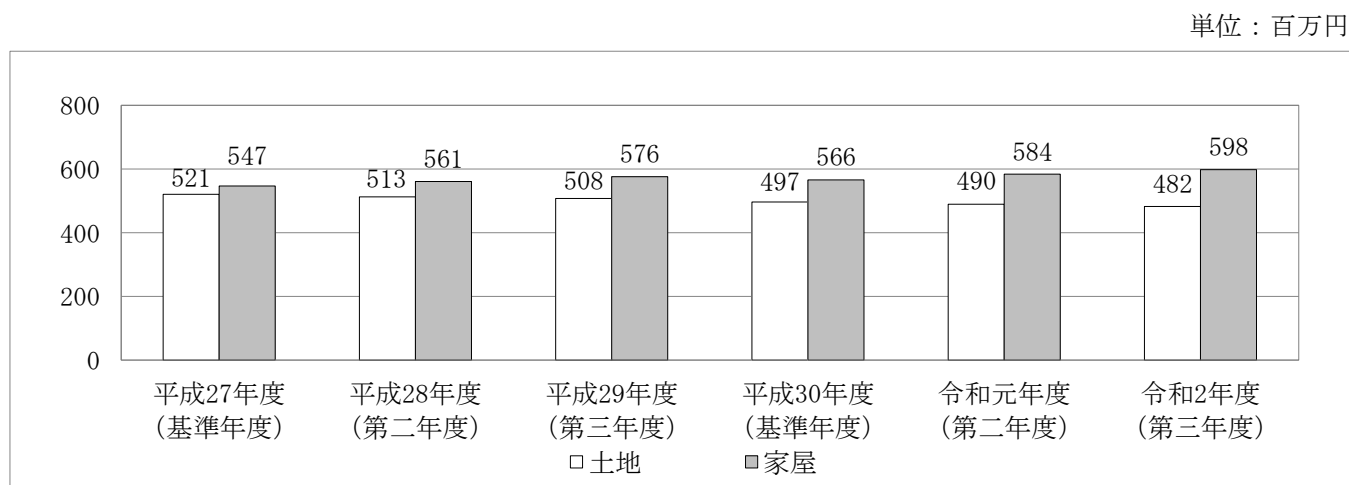
■納税義務者数の推移

単位：人

年度 区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
土地	37,087	37,211	37,308	37,393	37,457	37,516
家屋	38,490	38,663	38,864	39,056	39,218	39,440
納税義務者 実人員	48,747	48,853	48,930	48,976	48,975	49,085

■課税対象別決算額の推移

令和2年度都市計画税の決算額のうち、土地の割合が44.6%、家屋の割合が55.4%です。



■都市計画税の減免

固定資産税の項目に記載されている「固定資産税・都市計画税の減免」をご覧ください。

第 3 章

収 納

1 市税の収納率

収納率は、課税額に対する収納額の割合で、各自治体の収納への取組結果を指し示す成果指標として使われています。

収納率は次の算式で求めることができます。

$$\text{【収納率(\%) = 当該年度の収納額} \div (\text{当該年度(現年度)の課税額} + \text{滞納繰越額}) \times 100\text{】}$$

上越市では、税負担の公平性を確保するために、納税義務者の事情にも配慮しつつ、収納率向上を目指して取り組んでいます。

上越市の収納率は、平成27年度の96.1%から、多少の上下動はあるものの0.3ポイント上昇し、令和2年度では96.4%となりました。今後も収納率向上とともに収納額の確保を目指していきます。

■市税収納率の推移

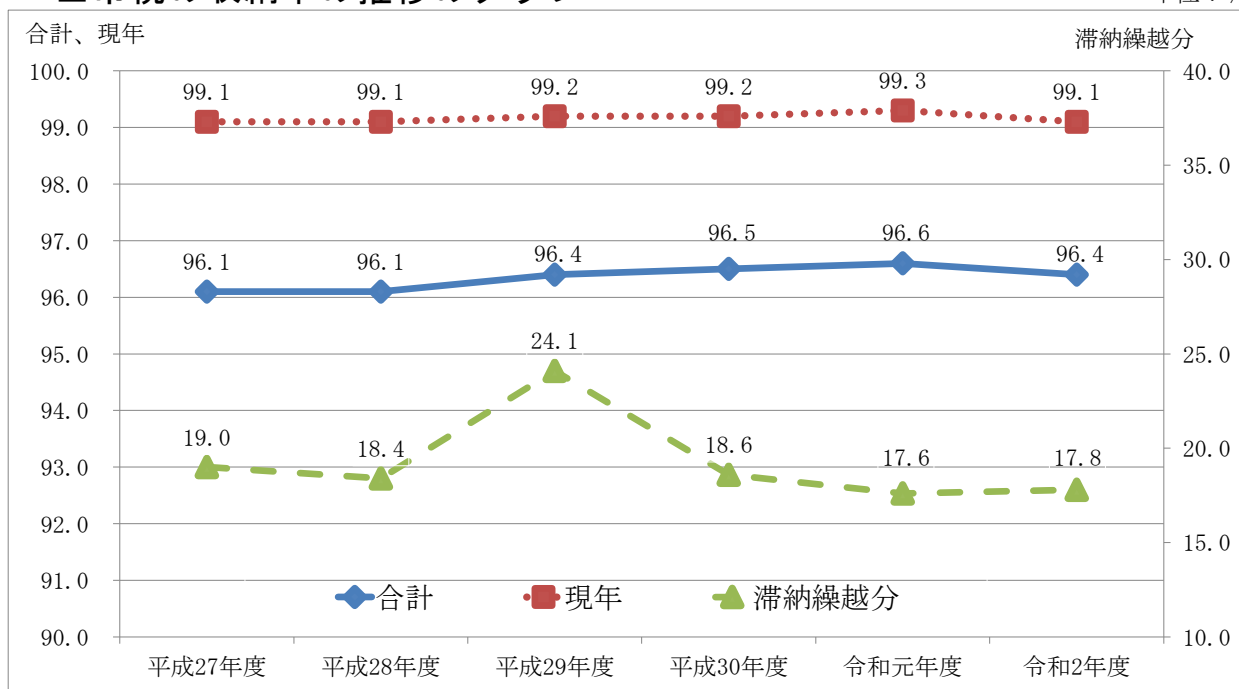
単位：%

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
合計	96.1	96.1	96.4	96.5	96.6	96.4
現年	99.1	99.1	99.2	99.2	99.3	99.1
市民税	99.2	99.1	99.3	99.3	99.4	99.3
個人	99.0	98.9	99.1	99.1	99.1	99.1
法人	99.8	99.7	99.8	99.9	※ 100.4	99.7
固定資産税	99.0	99.1	99.1	99.1	99.2	98.9
都市計画税	99.0	99.1	99.1	99.1	99.2	98.9
軽自動車税	98.9	98.6	98.6	98.8	98.9	99.1
滞納繰越分	19.0	18.4	24.1	18.6	17.6	17.8

※収入済額に還付未済額が含まれているため、100%を超えたもの。

■市税の収納率の推移のグラフ

単位：%



2 納付の利便性向上

■コンビニ収納の導入

従来の金融機関での納付に加え、曜日や時間を気にせず、全国の主要コンビニエンスストアで市税を納付できるよう、平成24年度に軽自動車税のコンビニ収納を導入しました。

平成25年度からは個人市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税においてもコンビニ収納を開始し、利用件数や収納額とも増加傾向にあります。

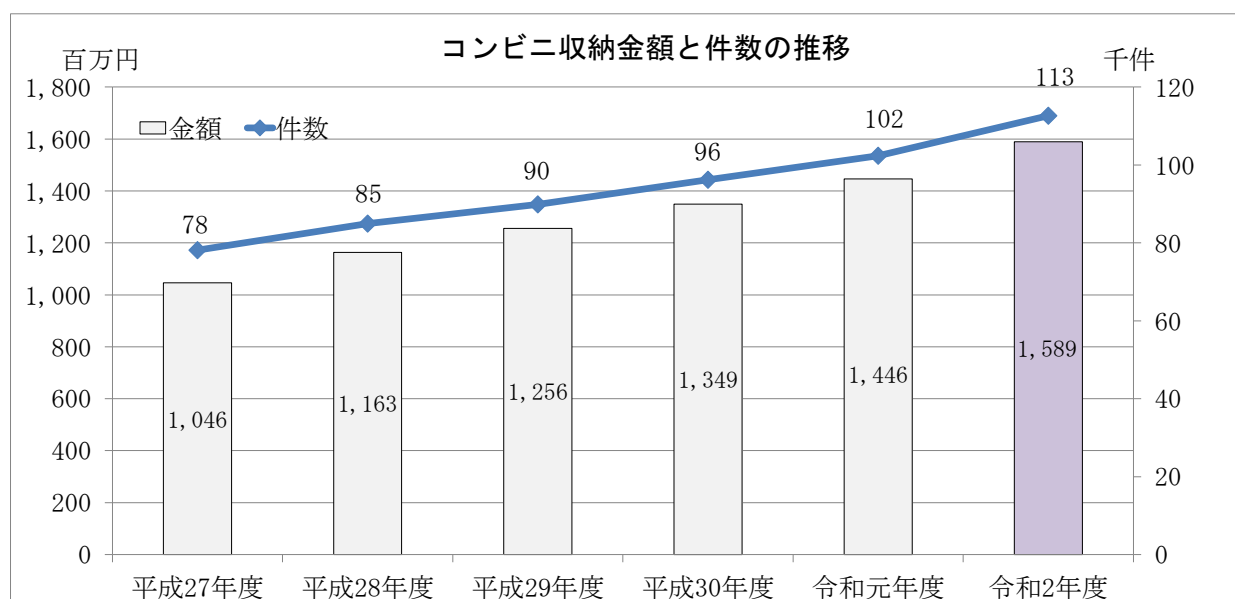
また、令和3年1月からコンビニ決済のバーコードを活用したスマートフォン決済を導入することで自宅でも納税ができるようになるなど、納税環境の整備に取り組んでいます。

■コンビニ収納の状況

単位：件、千円

税目	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人市・県民税 (普通徴収)	件数	17,123	18,723	19,072	19,731	20,648	23,622
	金額	331,092	355,532	375,331	401,849	417,367	454,237
固定資産税 都市計画税	件数	36,822	40,694	42,972	47,025	50,156	53,670
	金額	572,155	637,924	688,475	736,394	794,706	863,070
軽自動車税	件数	24,181	25,553	27,842	29,435	31,584	35,349
	金額	142,957	169,497	192,181	211,051	234,213	272,061
合計	件数	78,126	84,970	89,886	96,191	102,388	112,641
	金額	1,046,204	1,162,953	1,255,987	1,349,294	1,446,286	1,589,368

※スマホ決済内訳…固定資産税・都市計画税：653千円（38件）、個人市・県民税：266千円（11件）
（令和2年度のみ）



■金融機関での口座振替による納付

口座振替による納付は、納め忘れることなく税金が納付できる便利な方法として定着しています。取扱いのできる税は、個人の市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税となっており、上越市では口座振替による納付を推進しています。

令和2年度の口座振替による納付状況は、件数が約20万7,000件、納付額が約73億4,200万円となっています。

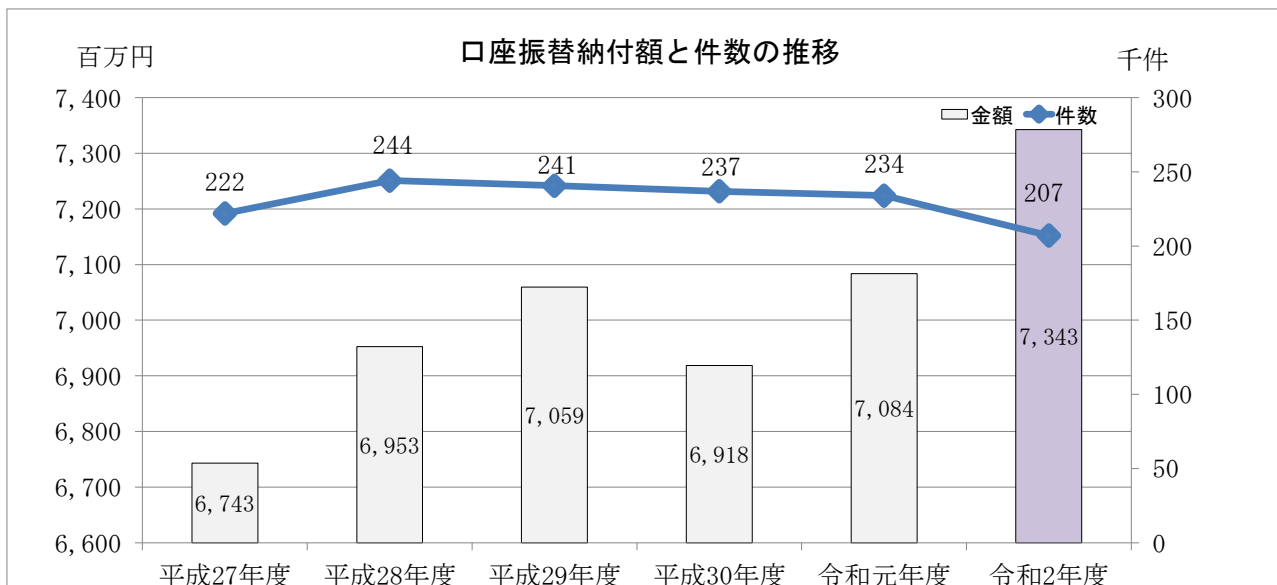
また、対象となる税の口座振替による納付率は36.7%であり、今後も口座振替による納付のPRに努め、推進を図っていきます。

■口座振替による納付状況

単位：件、千円

税目	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
個人市・県民税 (普通徴収)	件数	26,705	29,293	28,011	26,908	26,795	23,987
	金額	947,635	975,737	963,992	924,988	972,823	923,958
	納付率	36.5%	37.6%	36.0%	34.9%	35.7%	34.9%
固定資産税 都市計画税	件数	162,659	183,285	181,872	180,095	177,917	154,299
	金額	5,649,814	5,812,310	5,928,686	5,826,691	5,943,984	6,248,497
	納付率	33.1%	33.6%	34.4%	34.8%	35.6%	37.5%
軽自動車税	件数	32,584	31,517	30,788	29,924	29,248	28,820
	金額	145,414	164,607	166,699	166,658	167,101	170,363
	納付率	27.8%	27.3%	26.7%	25.8%	25.5%	25.2%
合計	件数	221,948	244,095	240,671	236,927	233,960	207,106
	金額	6,742,863	6,952,654	7,059,377	6,918,337	7,083,908	7,342,818
	納付率	33.4%	33.9%	34.4%	34.5%	35.3%	36.7%

※納付率とは、現年度調定額に対する口座振替納付額の割合



3 収納率向上への取組

上越市では、財源の確実な確保と税の負担の公平性を確保するため、納税しやすい環境を整えるとともに、きめ細かな納税相談や納税指導、納入促進員による訪問活動、適正な滞納処分等に取り組んでいます。また、債権管理条例に基づき、より適正で効果的・効率的な債権管理の取組、収納率の更なる向上に努めています。

4 滞納処分等

■差押え

定められた納付期限までに税金を納めていただけない場合、電話や文書による納付の督促や催告をすることとなります。それでも納付や連絡等がないときには、既に納めた方との公平性の観点から、生活状況や財産の調査を実施した上で、その方の財産を差し押さえることとなります。

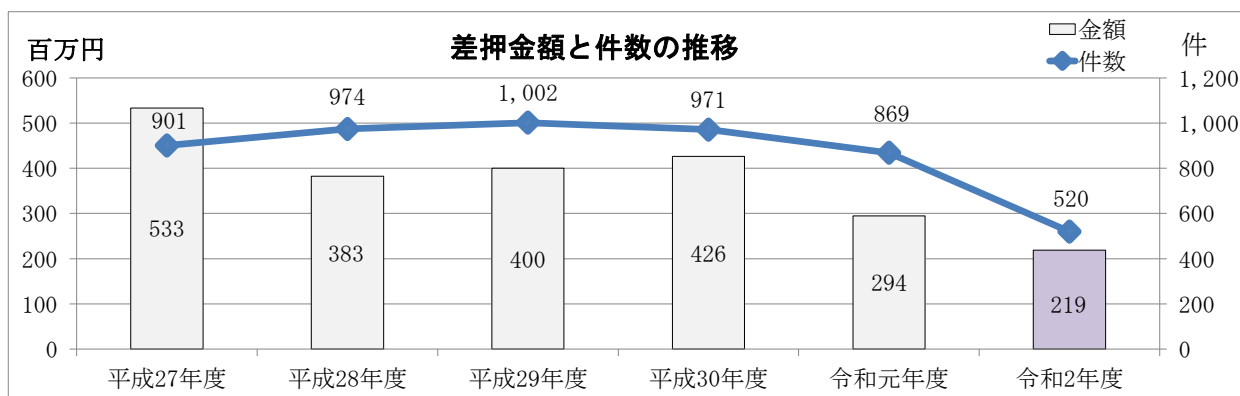
差押えの対象としては、不動産、債権（預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金など）、動産などがあります。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症による影響を考慮するなど、滞納事案等により年度毎の変動はありますが、過去6年間の平均件数は873件、金額は約3億7,585万円となっています。

年度別差押金額と件数の推移

単位：件、千円

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	901	974	1,002	971	869	520
金額	532,952	382,808	399,921	426,228	294,415	218,785



差押対象の内訳

単位：件

種別	不動産	預貯金	給与	保険	その他	合計
令和2年度	1	284	9	103	123	520
令和元年度	2	588	25	123	131	869

■滞納処分の執行停止

「滞納処分の執行停止」とは、税金の納付が遅れている方に一定の事由があると認められる場合に、その申請を要することなく、納付資力が回復するまでの期間、職権で強制徴収の手続きを保留するものです。

執行停止の要件

滞納者に一定の事由があると認められる場合に、滞納処分の執行を停止することができます。

執行停止の要件は、次のとおりです。

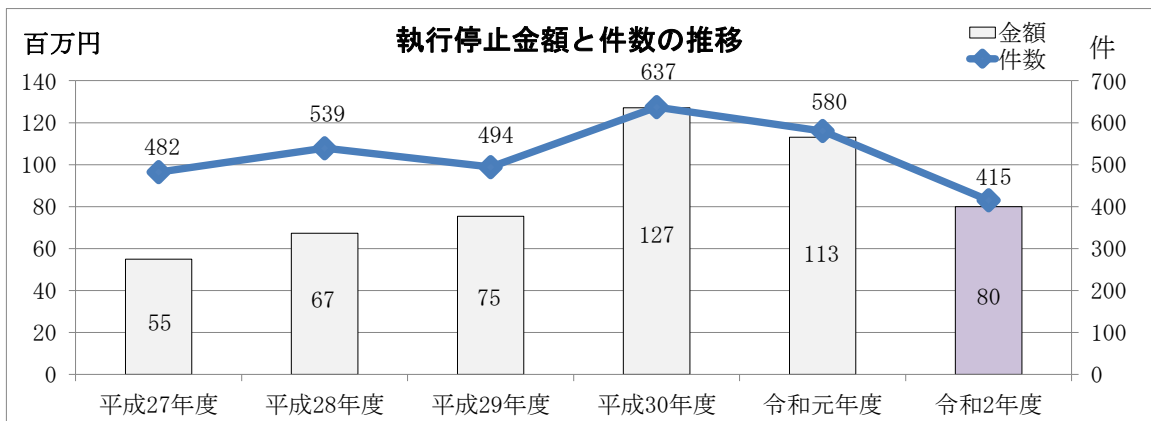
- ・滞納処分することができる財産がないとき。
- ・滞納処分することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- ・滞納者の所在及び財産がともに不明であるとき。
- ・滞納処分することができる財産がないことにより執行停止した場合に、税を徴収できないことが明らかであるとき。

滞納事案等により年度毎の変動はありますが、過去6年間の平均件数は525件、金額は8,627万円となっています。

年度別の執行停止金額と件数の推移

単位：件、千円

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	482	539	494	637	580	415
金額	54,928	67,232	75,305	127,052	113,055	80,021



令和2年度

執行停止要件別内訳

単位：件、千円

種別	財産がない	生活困窮	所在及び財産ともに不明	財産がなく、徴収できないことが明らか	合計
件数	285	72	13	45	415
金額	44,040	7,457	798	27,726	80,021

■不納欠損

課税された税金の徴収が不可能となった場合（執行停止による納税義務の消滅等）、不納欠損処理を行うことがあります。

不納欠損処分の要件は、次のとおりです。

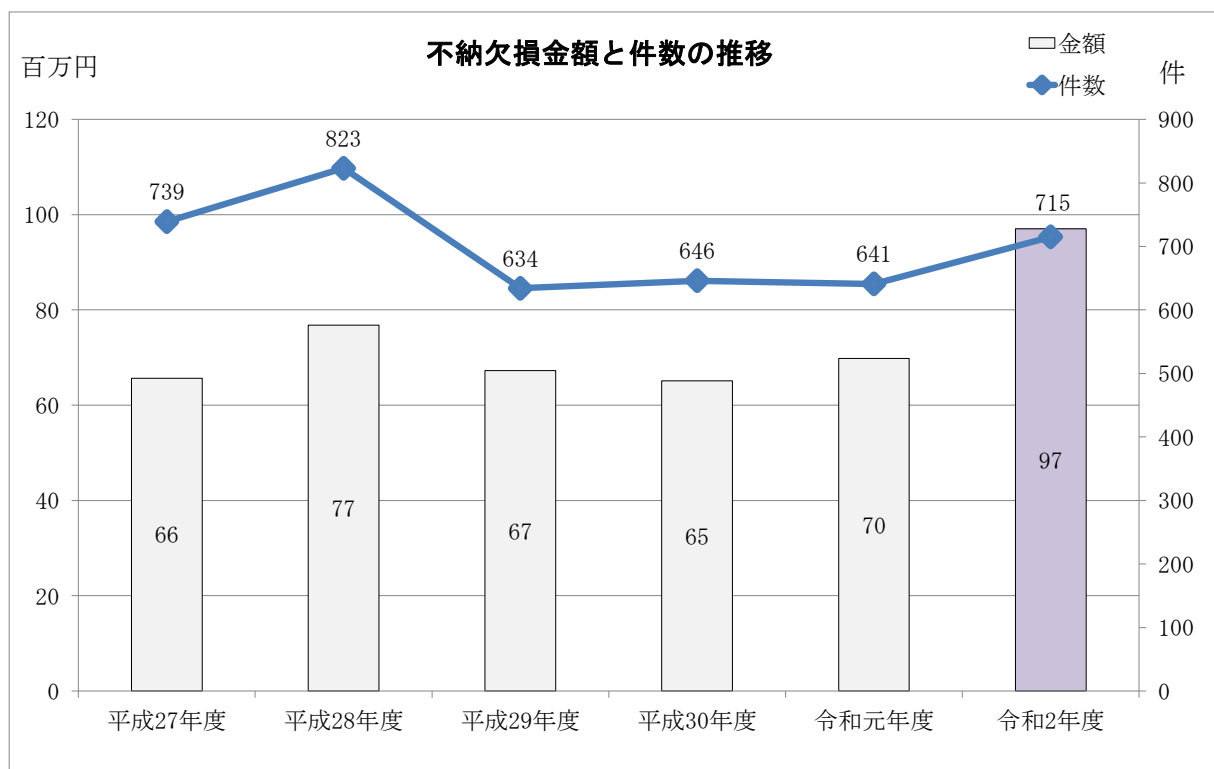
- ・滞納処分執行停止後3年を経過したことにより納税義務が消滅したとき。
- ・滞納処分の執行停止と同時に納税義務を消滅させたとき。
- ・消滅時効が到来したとき。

滞納事案等により年度毎の変動はありますが、過去6年間の平均件数は700件、金額は7,359万円となっています。

年度別の不納欠損金額と件数の推移

単位：件、千円

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	739	823	634	646	641	715
金額	65,638	76,791	67,228	65,086	69,790	97,016
1件当たりの金額	89	93	106	101	109	136



第 4 章

資 料

1 市税総括

(1) 令和2年度市税収入実績

税目	区分	当初予算額	調定額	収入済額
市税		29,881,711,000	32,128,816,534	30,977,168,782
市民税		11,609,304,000	12,857,512,118	12,466,836,058
個人		9,076,784,000	9,664,876,272	9,300,782,994
現年課税分		8,992,650,000	9,305,732,289	9,226,122,343
滞納繰越分		84,134,000	359,143,983	74,660,651
法人		2,532,520,000	3,192,635,846	3,166,053,064
現年課税分		2,529,282,000	3,172,703,300	3,162,790,296
滞納繰越分		3,238,000	19,932,546	3,262,768
固定資産税		15,269,690,000	16,220,331,263	15,545,438,692
純固定資産税		15,227,030,000	16,177,670,363	15,502,777,792
現年課税分		15,118,990,000	15,582,497,600	15,405,608,059
滞納繰越分		108,040,000	595,172,763	97,169,733
国有資産等所在市町村 交付金		42,660,000	42,660,900	42,660,900
軽自動車税		699,261,000	734,286,122	706,669,121
環境性能割		30,305,000	30,896,100	30,896,100
現年課税分		30,305,000	30,896,100	30,896,100
滞納繰越分		0	0	0
種別割		668,956,000	703,390,022	675,773,021
現年課税分		663,111,000	676,539,700	670,354,940
滞納繰越分		5,845,000	26,850,322	5,418,081
市たばこ税		1,192,134,000	1,161,791,350	1,161,791,350
現年課税分		1,192,134,000	1,161,791,350	1,161,791,350
滞納繰越分		0	0	0
特別土地保有税		0	0	0
現年課税分		0	0	0
入湯税		33,614,000	26,568,065	15,713,250
現年課税分		33,614,000	15,713,250	15,713,250
滞納繰越分		0	10,854,815	0
都市計画税		1,077,708,000	1,128,327,616	1,080,720,311
現年課税分		1,070,099,000	1,086,167,000	1,073,837,039
滞納繰越分		7,609,000	42,160,616	6,883,272

人口：189,282人 世帯数：76,473世帯 令和3年1月1日現在の住民基本台帳による（外国人登録を含む）

収 入 率 (%)		市民1人当たり税負担額 (円)			市民1世帯当たり税負担額 (円)		
予算額	調定額	予算額	調定額	収入済額	予算額	調定額	収入済額
103.7	96.4	157,869	169,740	163,656	390,749	420,133	405,073
107.4	97.0	61,333	67,928	65,864	151,809	168,131	163,023
102.5	96.2	47,954	51,061	49,137	118,693	126,383	121,622
102.6	99.1	47,509	49,163	48,743	117,592	121,687	120,645
88.7	20.8	444	1,897	394	1,100	4,696	976
125.0	99.2	13,380	16,867	16,727	33,117	41,749	41,401
125.0	99.7	13,363	16,762	16,709	33,074	41,488	41,358
100.8	16.4	17	105	17	42	261	43
101.8	95.8	80,672	85,694	82,128	199,674	212,105	203,280
101.8	95.8	80,446	85,469	81,903	199,116	211,547	202,722
101.9	98.9	79,875	82,324	81,390	197,704	203,765	201,452
89.9	16.3	571	3,144	513	1,413	7,783	1,271
100.0	100.0	225	225	225	558	558	558
101.1	96.2	3,694	3,879	3,733	9,144	9,602	9,241
102.0	100.0	160	163	163	396	404	404
102.0	100.0	160	163	163	396	404	404
0.0	0.0	0	0	0	0	0	0
101.0	96.1	3,534	3,716	3,570	8,748	9,198	8,837
101.1	99.1	3,503	3,574	3,542	8,671	8,847	8,766
92.7	20.2	31	142	29	76	351	71
97.5	100.0	6,298	6,138	6,138	15,589	15,192	15,192
97.5	100.0	6,298	6,138	6,138	15,589	15,192	15,192
0.0	0.0	0	0	0	0	0	0
0.0	0.0	0	0	0	0	0	0
0.0	0.0	0	0	0	0	0	0
46.7	59.1	178	140	83	440	347	205
46.7	100.0	178	83	83	440	205	205
0.0	0.0	0	57	0	0	142	0
100.3	95.8	5,694	5,961	5,710	14,093	14,755	14,132
100.3	98.9	5,653	5,738	5,673	13,993	14,203	14,042
90.5	16.3	40	223	36	99	551	90

(2) 市税の年度別当初予算額・調定額・収入額等

年 度		平成28年度			平成29年度			平成30年度		
		金 額 (円)	収納率 %	対前年度 増加指数	金 額 (円)	収納率 %	対前年度 増加指数	金 額 (円)	収納率 %	対前年度 増加指数
市 民 税	予算額	11,324,892,000		99.5	11,444,286,000		101.1	11,944,361,000		104.4
	調定額	12,149,003,886	96.3	95.6	12,302,260,051	96.6	101.3	12,982,825,052	96.9	105.5
	収入額	11,694,237,511		95.5	11,889,217,334		101.7	12,584,459,720		105.8
固 資 産 定 税	予算額	15,581,462,000		99.5	15,531,637,000		99.7	15,648,470,000		100.8
	調定額	16,939,516,215	95.8	101.2	16,917,054,878	96.1	99.9	16,354,657,453	96.0	96.7
	収入額	16,223,114,860		101.2	16,262,600,692		100.2	15,707,587,625		96.6
軽自動車税	予算額	607,717,000		118.0	602,401,000		99.1	635,337,000		105.5
	調定額	620,303,705	95.7	114.8	641,696,017	95.6	103.4	664,889,385	95.8	103.6
	収入額	593,895,137		115.1	613,639,643		103.3	636,776,259		103.8
市たばこ税	予算額	1,272,385,000		100.6	1,283,900,000		100.9	1,133,269,000		88.3
	調定額	1,308,070,467	100.0	98.1	1,229,110,348	100.0	94.0	1,212,641,175	100.0	98.7
	収入額	1,308,068,279		98.1	1,229,110,348		94.0	1,212,626,952		98.7
特 別 土 地 保 有 税	予算額	-		-	-		-	-		-
	調定額	-	0.0	-	-	0.0	-	-	0.0	-
	収入額	-		-	-		-	-		-
入 湯 税	予算額	45,910,000		101.5	41,800,000		91.0	42,948,000		102.7
	調定額	51,506,800	82.0	94.8	52,305,154	82.0	101.5	48,885,949	77.8	93.5
	収入額	42,210,196		87.0	42,869,805		101.6	38,031,134		88.7
都 計 画 市 税	予算額	1,069,757,000		100.9	1,073,166,000		100.3	1,055,952,000		98.4
	調定額	1,126,918,679	95.3	100.4	1,130,868,360	95.8	100.4	1,108,641,044	95.8	98.0
	収入額	1,073,782,220		100.5	1,083,476,197		100.9	1,062,484,572		98.1
市 合 計 税 計	予算額	29,902,123,000		99.9	29,977,190,000		100.3	30,460,337,000		101.6
	調定額	32,195,319,752	96.1	99.1	32,273,294,808	96.4	100.2	32,372,540,058	96.5	100.3
	収入額	30,935,308,203		99.0	31,120,914,019		100.6	31,241,966,262		100.4
一般会計歳入総額		113,720,943,000		107.3	115,883,741,000		101.9	101,984,905,000		88.0
歳入総額に占める市税収入		27.2%			26.9%			30.6%		

令和元年度			令和2年度		
金額 (円)	収納率 %	対前年度 増加指数	金額 (円)	収納率 %	対前年度 増加指数
12,271,814,000		102.7	11,609,304,000		94.6
12,836,871,087	97.1	98.9	12,857,512,118	97.0	100.2
12,463,181,477		99.0	12,466,836,058		100.0
15,313,365,000		97.9	15,269,690,000		99.7
16,228,620,804	96.1	99.2	16,220,331,263	95.8	99.9
15,588,070,483		99.2	15,545,438,692		99.7
660,802,000		104.0	699,261,000		105.8
688,454,617	95.9	103.5	734,286,122	96.2	106.7
660,226,750		103.7	706,669,121		107.0
1,163,615,000		102.7	1,192,134,000		102.5
1,212,192,941	100.0	100.0	1,161,791,350	100.0	95.8
1,212,192,942		100.0	1,161,791,350		95.8
-		-	-		-
-	0.0	-	-	0.0	-
-		-	-		-
36,449,000		84.9	33,614,000		92.2
44,791,815	75.8	91.6	26,568,065	59.1	59.3
33,942,235		89.2	15,713,250		46.3
1,068,844,000		101.2	1,077,708,000		100.8
1,119,858,647	95.9	101.0	1,128,327,616	95.8	100.8
1,074,472,952		101.1	1,080,720,311		100.6
30,514,889,000		100.2	29,881,711,000		97.9
32,130,789,911	96.6	99.3	32,128,816,534	96.4	100.0
31,032,086,839		99.3	30,977,168,782		99.8
103,420,793,416		101.4	123,538,324,452		119.5
30.0%			25.1%		

2 各税の調定状況等

(1) 個人市民税

調定状況等（現年課税分）

区分	普通徴収								
	均等割額			所得割額			計		
	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
年度									
平成28年度	77,027	△ 3,619	△ 4.5	1,554,304	20,924	1.4	1,631,331	17,305	1.1
平成29年度	74,691	△ 2,336	△ 3.0	1,574,057	19,753	1.3	1,648,748	17,417	1.1
平成30年度	73,096	△ 1,595	△ 2.1	1,563,570	△ 10,487	△ 0.7	1,636,666	△ 12,082	△ 0.7
令和元年度	73,003	△ 93	△ 0.1	1,572,927	9,357	0.6	1,645,930	9,264	0.6
令和2年度	72,777	△ 226	△ 0.3	1,528,700	△ 44,227	△ 2.8	1,601,477	△ 44,453	△ 2.7
区分	特別徴収(給与)								
	均等割額			所得割額			計		
	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
年度									
平成28年度	223,164	5,737	2.6	6,716,304	89,735	1.4	6,939,468	95,472	1.4
平成29年度	225,445	2,281	1.0	6,863,661	147,357	2.2	7,089,106	149,638	2.2
平成30年度	227,206	1,761	0.8	6,972,507	108,846	1.6	7,199,713	110,607	1.6
令和元年度	228,503	1,297	0.6	7,101,019	128,512	1.8	7,329,522	129,809	1.8
令和2年度	231,773	3,270	1.4	7,124,524	23,505	0.3	7,356,297	26,775	0.4
区分	特別徴収(年金)								
	均等割額			所得割額			計		
	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
年度									
平成28年度	44,506	262	0.6	281,281	△ 649	△ 0.2	325,787	△ 387	△ 0.1
平成29年度	46,165	1,659	3.7	299,927	18,646	6.6	346,092	20,305	6.2
平成30年度	46,702	537	1.2	300,370	443	0.1	347,072	980	0.3
令和元年度	47,085	383	0.8	296,413	△ 3,957	△ 1.3	343,498	△ 3,574	△ 1.0
令和2年度	47,200	115	0.2	300,758	4,345	1.5	347,958	4,460	1.3
区分	合計								
	均等割額			所得割額			計		
	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
年度									
平成28年度	344,696	2,380	0.7	8,551,890	110,010	1.3	8,896,586	112,390	1.3
平成29年度	346,301	1,604	0.5	8,737,645	185,756	2.2	9,083,946	187,360	2.1
平成30年度	347,004	703	0.2	8,836,447	98,802	1.1	9,183,451	99,505	1.1
令和元年度	348,591	1,587	0.5	8,970,359	133,912	1.5	9,318,950	135,499	1.5
令和2年度	351,750	3,159	0.9	8,953,982	△ 16,377	△ 0.2	9,305,732	△ 13,218	△ 0.1

(2) 法人市民税

調定状況等（現年課税分）

区分	均等割			法人税割			計		
	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)	調定額 (千円)	増減額 (千円)	増減率 (%)
年度									
平成28年度	546,539	2,744	0.5	2,264,802	△ 648,191	△ 22.3	2,811,341	△ 645,446	△ 18.7
平成29年度	551,346	4,807	0.9	2,248,120	△ 16,682	△ 0.7	2,799,466	△ 11,875	△ 0.4
平成30年度	551,310	△ 36	△ 0.0	2,853,325	605,205	26.9	3,404,635	605,169	21.6
令和元年度	552,317	1,007	0.2	2,585,597	△ 267,728	△ 9.4	3,137,914	△ 266,721	△ 7.8
令和2年度	545,934	△ 6,383	△ 1.2	2,626,769	41,172	1.6	3,172,703	34,789	1.1

(3) 固定資産税

調定状況等（現年課税分）

単位：千円、%

区分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	調定額	構成比	調定額	構成比	調定額	構成比
土地	3,852,526	23.7	3,795,022	23.4	3,717,371	23.6
家屋	5,410,439	33.3	5,520,278	34.0	5,409,490	34.4
償却資産	6,952,717	42.8	6,879,102	42.4	6,573,348	41.8
小計	16,215,682	99.7	16,194,402	99.7	15,700,209	99.7
交付金	46,838	0.3	40,651	0.3	42,316	0.3
合計	16,262,520	100.0	16,235,053	100.0	15,742,525	100.0

区分	令和元年度		令和2年度	
	調定額	構成比	調定額	構成比
土地	3,670,728	23.5	3,614,045	23.1
家屋	5,577,719	35.7	5,695,493	36.5
償却資産	6,329,436	40.5	6,272,960	40.1
小計	15,577,883	99.7	15,582,498	99.7
交付金	42,299	0.3	42,661	0.3
合計	15,620,182	100.0	15,625,159	100.0

(4) 軽自動車税

調定状況等（現年課税分）

○環境性能割

単位：台、千円

種別		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額
軽自動車	三輪	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0
	四輪	乗用	営業用	-	-	-	-	0	0	0	0
			自家用	-	-	-	-	124	1,762	619	9,129
		貨物	営業用	-	-	-	-	22	469	29	637
			自家用	-	-	-	-	239	4,793	1,050	21,130
合計		-	-	-	-	-	-	385	7,024	1,698	30,896

○種別割

単位：台、千円

種別		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度			
		台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額	台数	調定額		
原動機付自転車	一種	7,743	15,486	7,254	14,508	6,829	13,658	6,416	12,832	6,004	12,008		
	二種(乙)	976	1,952	938	1,876	922	1,844	909	1,818	887	1,774		
	二種(甲)	827	1,985	886	2,126	921	2,210	966	2,318	1,014	2,434		
	ミニカー	138	511	140	518	138	511	137	507	129	477		
	小計	9,684	19,933	9,218	19,028	8,810	18,223	8,428	17,475	8,034	16,693		
軽自動車	二輪	1,959	7,052	1,969	7,088	1,990	7,164	2,015	7,254	2,010	7,236		
	三輪	1	5	1	5	1	5	1	5	1	5		
	四輪	乗用	営業用	2	9	1	6	1	6	1	6	1	6
			自家用	53,639	430,018	54,098	451,754	54,689	474,353	54,943	490,824	55,398	512,338
		貨物	営業用	380	1,228	364	1,206	382	1,290	373	1,296	361	1,265
			自家用	21,773	99,825	21,362	99,662	21,021	99,339	20,871	100,092	20,766	101,300
小計	77,754	538,136	77,795	559,721	78,084	582,157	78,204	599,476	78,537	622,149			
小型特殊自動車	農耕作業用	7,577	15,154	7,246	14,492	6,956	13,911	6,647	13,294	6,340	12,680		
	その他	1,179	6,956	1,157	6,826	1,187	7,003	1,226	7,233	1,274	7,517		
トレーラー		61	220	55	198	60	216	62	223	68	245		
二輪小型自動車		2,817	16,900	2,821	16,926	2,852	17,112	2,890	17,340	2,876	17,256		
合計		99,072	597,300	98,292	617,191	97,949	638,622	97,457	655,042	97,129	676,540		

(5) 市たばこ税

調定状況等（現年課税分）

区分 年度	税率 *1,000本につき ()は旧三級品	調定額				課税標準額の算定基礎	
		年間調定額 (千円)	1ヶ月平均額 (千円)	前年増減額 (千円)	前年増減率 (%)	年間売上本数 (千本)	前年増減率 (%)
平成 28年度	5,262円 (2,925円)	1,308,070	109,000	△ 25,179	△ 1.9	254,308	△ 2.2
平成 29年度	5,262円 (3,355円)	1,229,108	102,426	△ 78,962	△ 6.0	237,417	△ 6.6
平成 30年度	5,692円 (4,000円)	1,212,641	101,053	△ 16,467	△ 1.3	237,915	0.2
令和 元年度	5,692円 (5,692円)	1,212,179	101,015	△ 462	△ 0.0	214,154	△ 10.0
令和 2年度	6,122円 -	1,161,791	96,816	△ 50,388	△ 4.2	207,544	△ 3.1

※平成30年10月1日、令和2年10月1日に税率の改正がありました。

※旧三級品は平成28年、29年、30年の4月1日及び令和元年10月1日に税率の改正がありました。

※旧三級品は令和元年10月以降、在庫分の販売をもって廃止となりました。

(6) 特別土地保有税

税制改正により平成15年度分からの課税は停止しています。

(7) 入湯税

調定状況等（現年課税分）

区分 年度	入湯客数 (人)	調定額 (千円)	調定額前年増減率 (%)
平成 28年度	468,905	45,701	△ 4.7
平成 29年度	438,238	42,708	△ 6.5
平成 30年度	404,555	39,451	△ 7.6
令和 元年度	348,102	33,937	△ 14.0
令和 2年度	160,677	15,713	△ 53.7

(8) 都市計画税

調定状況等（現年課税分）

区分 年度	調定額		
	土地 (千円)	家屋 (千円)	計 (千円)
平成 28年度	513,313	561,957	1,075,270
平成 29年度	506,117	574,249	1,080,366
平成 30年度	497,611	566,778	1,064,389
令和 元年度	491,095	585,390	1,076,485
令和 2年度	484,669	601,498	1,086,167

(9) 滞納件数・滞納繰越調定額

区分 年度	件数	滞納繰越調定額 (千円)
平成 28年度	7,292	1,198,532
平成 29年度	6,994	1,185,455
平成 30年度	6,708	1,065,487
令和 元年度	6,440	1,028,913
令和 2年度	6,212	1,054,632

※年度別税目別の件数のため重複あり

3 市税ガイド

(1) 個人市民税

■ 個人市民税とは

毎年1月1日時点の市内在住の個人に対して、前年1年間の収入(所得)を基に課税する税金です。

一般に県民税とあわせて住民税と呼ばれており、住民が広くその能力に応じて負担する性格を持っています。個人市民税は、均等の税額によって課税する「均等割」と、所得金額に応じて課税する「所得割」とで構成されています。

■ 税額の算定等

① 税率

【均等割とは】

市民の皆さんに広く均等に負担していただくもので、定額です。前年の所得金額が一定の基準を超えた場合に、納付していただくものです。

税額は 個人市民税(上越市) : 3,500円
個人県民税(新潟県) : 1,500円

また、上越市に住民登録がなくても、上越市に事務所、事業所または家屋敷がある方には、同じく均等割が課税されます。

平成26年度から令和5年度まで、東日本大震災に係る復興対策として、個人市民税・県民税がそれぞれ500円加算されます。

【所得割とは】

前年の所得金額が一定の基準を超えた場合に、その金額に応じ、納付していただくものです。

○ 所得割額の計算方法

収入金額 - 必要経費 = 所得金額
所得金額 - 所得控除額 = 課税標準額
(1,000円未満切捨て)
(課税標準額 × 税率) - 税額控除額 = 所得割額
(100円未満切捨て)

税率(10%) ⇒ 市民税(上越市) : 6%
県民税(新潟県) : 4%

② 個人市民税・県民税の納税方法

個人市民税・県民税の納税方法には「普通徴収」と「特別徴収」の2つがあります。

さらに、特別徴収には「給与からの特別徴収(給与特別徴収)」と「公的年金からの特別徴収(年金特別徴収)」があります。

【普通徴収とは】

6月末・8月末・10月末・翌年1月末と年4回に分けて、納税義務者である個人が口座振替または銀行や郵便局、コンビニ等から直接納めていただく方法です。

自営業など個人でお店を営まれている方、事業所にお勤めの方でお勤め先が特別徴収を行っていない方などが、この納税方法になります。

【給与特別徴収とは】

給与の支払者(会社など)が、毎月の給与から差し引いて納める方法です。

給与の支払者(会社など)が毎月の給与の支払いの際に、給与所得者の給与から個人市民税・県民税を差し引いて、市に納入します。給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます。給与からの特別徴収は、6月から翌年5月までの12か月間で行なわれます。

【年金特別徴収とは】

公的年金の年金保険者(日本年金機構など)が、各支給日に公的年金から差し引いて納める方法です。

公的年金受給者に対する納税の便宜を図り、市町村における徴収の効率化を図るため、年金保険者(日本年金機構など)が、個人市民税・県民税を年金から差し引いて、市へ納入します。

当該年度の4月1日現在「65歳以上の年金受給者で個人市民税・県民税の納税義務がある方」が対象になります。

(2) 法人市民税

■ 法人市民税とは

市内に本店または支店を設立または設置している法人に対して、法人の規模と所得を基に課税する税金です。資本金等の額と市内従業者数に基づき計算する「均等割」と、法人税額に基づき計算する「法人税割」があります。

【納税義務者】

区 分	均等割 課税	法人税割 課税
市内に事務所・事業所を有する法人	有	有
市内に事務所・事業所はないが、寮や保養所などを有する法人	有	無
市内に事務所・事業所や寮などがある収益事業を営む人格のない社団等（代表者または管理人の定めのあるもの）	有	有
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人で市内に事務所・事業所を有するもの	無	有

■ 税額の算定等

【均等割とは】

法人の規模（資本金等の額と市内従業者数）によって課税されるものです。

資本金等の額	上越市内の 従業者数の合計	均等割額 (年額)
下記以外の法人等	—	50,000 円
1 千万円以下の法人	50 人以下	50,000 円
	50 人超	120,000 円
1 千万円を超え 1 億円以下の法人	50 人以下	130,000 円
	50 人超	150,000 円
1 億円を超え 10 億円以下の法人	50 人以下	160,000 円
	50 人超	400,000 円
10 億円を超え 50 億円以下の法人	50 人以下	410,000 円
	50 人超	1,750,000 円
50 億円を超える法人	50 人以下	410,000 円
	50 人超	3,000,000 円

【法人税割とは】

法人税額(国税)を課税標準額として計算するものです。上越市のみ事業所を有する場合には、法人税額×税率で求めます。他市町村にも事業所がある場合には、法人税額を従業者数で按分してから税率を乗じて求めます。

○税率

- ・平成 26 年 10 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始した事業年度：12.1%
- ・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度：8.4%

(3) 固定資産税

■固定資産税とは

毎年1月1日に、市内の土地、家屋及び償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している個人・法人に対して、その固定資産の価格を基に課税する税金です。

■税額の算定等

①税率

- 1 固定資産を評価し、その価格を決定し、その価格を基に課税標準額を算定します。
 - 2 課税標準額 × 税率（注1） = 税額 となります。
- （注1）税率は、市町村の条例で定めることとされています。上越市の税率は、1.4%です。

②固定資産の評価

固定資産の評価は総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長がその価格を決定します。

土地と家屋の評価額については、3年に一度の基準年度（例：平成27年度、平成30年度、令和3年度）に評価替えを行い、原則、第二年度、第三年度は新たな評価を行わず、基準年度の価格をそのまま据え置きます。ただし、第二年度または第三年度中に、土地の地目の変更、家屋の新・増築などが行われた場合など、基準年度の価格によることが適当でない土地または家屋については、新たに評価を行い、価格を決定します。

課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として、固定資産の決定価格が課税標準額になります。しかし、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

③土地の評価

売買実例価額を基に算定化した正常売買価格（正常な条件下において成立する取引価格）を基礎として、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目とは、土地を利用面から分類した名称で、宅地、田及び畑（併せて農地といえます。）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地をいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日の現況の地目によります。

【宅地の評価】

商業地や住宅地など利用状況に応じて区分し、さらに、街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮して区分します。

- 1：標準宅地（奥行、間口、形状等が標準的なもの）を選定します。
※道路に面している正方形に近い矩形、評価を行う地域で標準的と考えられる宅地
- 2：主要な街路の路線価を付設します。
※地価公示価格、都道府県地価調査価格及び鑑定評価価格の活用
- 3：その他の街路の路線価に比準します。
- 4：各筆（注1）の評価（一画地（注2）の宅地ごとに評価額を算出します。）

※宅地の評価については、平成6年度の評価替えから、地価公示価格等の7割を目途に均衡化・適正化を図っています。

【牧場、原野、雑種地等の評価】

売買実例価額や付近の土地の評価額に基づくなどの方法により評価します。

【農地、山林の評価】

状況の類似する地区ごとに標準地を選定し、その標準地の評価額に比準して評価します。ただし、市街化区域農地や宅地等への転用許可を受けた農地等については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

（注1）登記簿における一つの土地を指す単位

（注2）一画地は原則として一筆の宅地ですが、利用状況によって二筆以上の宅地を合わせたり、一筆の一部をもって一画地とします。

④家屋の評価

再建築価格を基準とする方法により評価します。

【新築家屋の評価】

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率（注1）}$$

再建築価格：評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築した場合に必要とされる建築費

【新築以外の家屋の評価】

新築以外の家屋については、基準年度（3年度ごと 例：平成27年度、平成30年度、令和3年度）に評価替えを行います。評価額は、次の算式により求めますが、再建築価格は、再建築費評点補正率を乗じることにより、建築物価の変動分を考慮します（建築物価が上がった場合は再建築価格を増点補正、下がった場合は減点補正します）。ただし、評価額が前年度の価額を越える場合には、評価額は引き上げられることなく、原則として前年度の価額に据え置きます。

$$\text{評価額} = \text{前年度の再建築価格} \times \text{再建築費評点補正率} \times \text{経年減点補正率}$$

（注1）経年減点補正率：家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価を表したもの

⑤償却資産の評価

償却資産の取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法（毎年度の償却率が一定となるように償却額を算出する方法）です。

償却資産とは、商店、工場、病院、アパート・マンションなどを経営している方が、その事業のために用いている構築物、機械、装置、航空機、車両（ただし、自動車税、軽自動車税の課税対象となるものを除きます）、工具、器具、備品などです。詳しくは、下記償却資産の具体例を御参照ください。

毎年、所有者からの申告書の提出を受け、その申告内容をもとに評価額を算出し、市長が価格を決定します。

ただし、鉄道施設や送電線など複数の都道府県にまたがる償却資産は総務大臣、複数の市町村にまたがる償却資産は知事が、それぞれ関係する市町村に償却資産の価格を配分して通知することになっています。

【償却資産の具体例】

償却資産の種類	具体例
構築物	受変電設備、自家発電機、LAN設備、外部電気引込、内部造作、外構工事（舗装路面、フェンス、植栽、外灯、カーポート、広告看板等）等
機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、機械式駐車場設備（ターンテーブルを含む）等
船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車両及び運搬具	大型特殊自動車、構内運搬車、貨車、客車等
工具、器具及び備品	パソコン、プリンター、コピー機、壁掛け型ルームエアコン、テレビ、レジスター、机、椅子、ソファー、簡易間仕切、ロッカー、防犯カメラ、医療機器、理容・美容機器、測定工具、金型、自動販売機、厨房設備等

(4) 軽自動車税

■軽自動車税とは

軽自動車税には、「環境性能割」と「種別割」があります。

税制改正により、令和元年10月1日から「自動車取得税」が廃止となり、「環境性能割」が導入されました。この改正に伴い、従来の「軽自動車税」は「種別割」へと名称が変わり、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」で構成されることになりました。

環境性能割は、新車・中古車を問わず車両取得時に課税されます。税額は、取得価格に車両の燃費性能等に応じた税率をかけて算出されます。環境性能割は市税ですが、当分の間、県が徴収事務を行います。

種別割は、毎年4月1日時点において、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪車（以下、軽自動車等という）を所有し、市内を定置場として登録している個人・法人に対して、所有している軽自動車等を基に課税する税金です。

■環境性能割

①税率

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等 ^(注1)		
★★★★ ^(注2) かつ令和12年度燃費基準75%達成車 ^(注3) (令和2年度燃費達成基準を達成しているものに限る)	非課税	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車 ^(注4) (令和2年度燃費達成基準を達成しているものに限る)	1.0%	0.5%
★★★★かつ令和12年度燃費基準55%達成車	2.0%	1.0%
上記以外		2.0%

(注1)「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成）です。

(注2)★★★★とは、平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車を指します。

(注3)「令和12年度燃費基準〇%達成車」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき設定された、令和12年度を目標年度とする自動車の燃費目標基準を〇%以上達成している自動車を指します。

②環境性能割の臨時的軽減

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により、環境性能割の税率1%分が軽減される臨時的軽減措置の期間が9か月延長となり、令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得する自家用の軽自動車について軽減税率が適用されます。

対象車	通常の税率	臨時的軽減後の税率
		(令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間)
電気自動車等		
★★★★かつ令和12年度燃費基準75%達成車 (令和2年度燃費達成基準を達成しているものに限る)	非課税	非課税
★★★★かつ令和12年度燃費基準60%達成車 (令和2年度燃費達成基準を達成しているものに限る)	1.0%	非課税
上記以外	2.0%	1.0%

■種別割

①登録、廃車、名義変更等の手続き

【上越市で手続きするもの】

【原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車】

⇒上越市役所 税務課

または 各区総合事務所

※南・北出張所ではお手続きできません。

【上越市で手続きできないもの】

【軽三輪車・軽四輪車】

⇒軽自動車検査協会 新潟主管事務所長岡支所

【二輪の軽自動車(125cc超 250cc以下)】

【二輪の小型自動車(250cc超)】

⇒新潟運輸支局 長岡自動車検査登録事務所

②税率

【原動機付自転車・小型特殊自動車等】

区分	原動機付自転車				二輪の 軽自動車 (125cc超～ 250cc以下)	二輪の 小型自動車 (250cc超)	小型特殊自動車		トレーラー
	50cc以下	50cc超～ 90cc以下	90cc超～ 125cc以下	ミニカー			農耕作業用	その他	
税率	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	3,600円	6,000円	2,000円	5,900円	3,600円

【三輪・四輪以上の軽自動車】

自動車検査証の上段に記載されている「初度検査年月」に応じた税額が適用されます。

区分	初度検査年月が「平成27年4月」以降の車両					初度検査年月が「平成27年3月」以前の車両		
	右以外の 車両	グリーン化特例(注1)			右以外の車両	初度検査から13 年経過した車両		
		概ね75% 軽減(注2)	概ね50% 軽減(注3)	概ね25% 軽減(注4)				
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円		
四輪 以上	自家用	乗用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円
		貨物	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円
	営業用	乗用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円
		貨物	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円

(注1) 賦課年度の前年度中(4月1日～3月31日)に初度検査を受けた軽四輪車等で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて当該賦課年度分に限り税率を軽減(概ね75%、50%、25%)する特例措置(令和3年度の税制改正により、対象車種を電気自動車等及び営業用軽自動車で乗用のものに限るとした上で、適用期限が令和5年度まで延長されることとなりました)

(注2) 電気自動車、天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制Nox10%低減達成車)

(注3) 乗用: 令和2年度達成基準+30%達成 貨物: 平成27年度燃費基準+35%達成(いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る)

(注4) 乗用: 令和2年度達成基準+10%達成 貨物: 平成27年度燃費基準+15%達成(いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る)

(5) 市たばこ税

■市たばこ税とは

製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者に対して、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこの本数を基に課税する税金です。

■税額の算定等

【納税義務者】

製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者など

【税率】

1,000本につき 6,552円

※1 紙巻きたばこの税率について、平成30年10月1日から段階的に引き上げられています。

平成30年10月1日から：1000本につき5,262円⇒5,692円

令和2年10月1日から：1000本につき5,692円⇒6,122円

令和3年10月1日から：1000本につき6,122円⇒6,552円

※2 旧三級品に係る特例税率廃止に伴い、旧三級品の紙巻きたばこの税率が、以下のとおり段階的に引き上げられました。

平成28年4月1日から旧3級品：1000本につき2,495円⇒2,925円

平成29年4月1日から旧3級品：1000本につき2,925円⇒3,355円

平成30年4月1日から旧3級品：1000本につき3,355円⇒4,000円

令和元年10月1日から旧3級品：1000本につき4,000円⇒5,692円

※なお、旧三級品銘柄である「わかば」「エコー」「ゴールデンバット」の3銘柄は、令和元年10月以降、在庫分の販売をもって廃止となりました。

【納付方法】

1か月分の製造たばこの品目ごとの売渡し本数をまとめて税額を計算し、翌月末日までに市に申告して納めます。

(6) 入湯税

■入湯税とは

鉱泉浴場の入湯客に対して、入湯行為を基に課税する税金です。環境衛生施設、観光施設、消防施設などの整備や、観光振興に要する費用に充てられます。

■税額の算定等

【税率】

1人1日につき 中学生以上100円 小学生 50円

※旅館等で1泊2日の場合は1日として取り扱います。

【納付方法】

鉱泉浴場等の経営者（特別徴収義務者）が入湯客から税金を預かり、市に申告して納めます。

(7) 都市計画税

■ 都市計画税とは

市街化区域内の土地及び家屋を所有している個人・法人に対して、その固定資産の価格を基に課税する税金です。都市計画事業や土地区画整理事業等の経費に充てられます。

■ 税額の算定等

① 税率

- 1 固定資産税の土地・家屋の評価額を基に課税標準額を算定します。
- 2 課税標準額 × 税率（注1） = 税額 となります。

（注1）税率は、市町村の条例で定めることとされています。
上越市の税率は、0.2%です。

② 土地、家屋の評価

都市計画税における土地・家屋の価格は、固定資産税の評価額となっています。課税標準額とは税率を乗じて税額を算定する基礎となる数値のことです。原則として、土地・家屋の価格が課税標準額になります。

しかし、固定資産税同様、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、土地について税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。

■市税の納期

月 別 科 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	市県民税/普通徴収			1期 6/30		2期 8/31		3期 10/31			4期 1/31	
市県民税/給与特別徴収	毎月分を翌月10日											
市県民税/年金特別徴収	年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月）の翌月10日											
法人市民税	随時 確定申告 : 事業年度終了後2月以内 予定申告 : 事業年度開始後6月を経過した日から2月以内 均等割申告 : 4月30日											
固定資産税 都市計画税	1期 4/30			2期 7/31					3期 12/28		4期 2月末日	
軽自動車税（種別割）		5/31										
市たばこ税	毎月分を翌月末日											
特別土地保有税	平成15年度から課税停止											
入湯税	毎月分を翌月15日											

（注）納期限が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日の場合は、その翌日が納期限となります。

4 市税の減免要件等一覧

■地方税法第 323 条（市民税の減免）、第 367 条（固定資産税の減免）、第 454 条（軽自動車税の減免）の規定に基づき、条例の定めるところにより、各税目を減免することができる。

税目	要件	根拠	減免割合											
個人市民税	○生活保護法の規定による保護を受ける者	・市税条例第 47 条第 1 項第 1 号 ・個人市民税の減免に関する要綱	10 分の 10											
	○所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (所得要件は、生活水準が生活保護法に規定する最低生活費以下となった者) 【例示 1】 39 歳夫婦子ども 1 人(小学生) 140,000 円/月 (別途家賃 42,000 円まで可) 【例示 2】 20 歳単身 68,430 円/月 (別途家賃 32,000 円まで可)	・市税条例第 47 条第 1 項第 2 号 ・個人市民税の減免に関する要綱												
	○学生及び生徒 (所得要件は上記と同じ)	・市税条例第 47 条第 1 項第 3 号 ・個人市民税の減免に関する要綱												
	○中国残留邦人等 (所得要件なし)	・市税条例第 47 条第 1 項第 8 号 ・個人市民税の減免に関する要綱												
	○災害その他の特別の事情がある者 (所得要件なし(災害の場合))	・市税条例第 47 条第 1 項第 9 号 ・個人市民税の減免に関する要綱	・災害の場合 <table border="1"> <tr> <td>死亡</td> <td>10 分の 10</td> </tr> <tr> <td>障害者となった</td> <td>10 分の 9</td> </tr> <tr> <td>住宅が全壊、流出等</td> <td>10 分の 10</td> </tr> <tr> <td>住宅が 10 分の 6 以上損壊</td> <td>10 分の 8</td> </tr> <tr> <td>住宅が 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満損壊</td> <td>10 分の 6</td> </tr> <tr> <td>住宅が 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満損壊</td> <td>10 分の 4</td> </tr> </table> ・その他の特別の事情の場合 市長が定める割合を乗じて得た額 (想定案件事例)…冷害、干害	死亡	10 分の 10	障害者となった	10 分の 9	住宅が全壊、流出等	10 分の 10	住宅が 10 分の 6 以上損壊	10 分の 8	住宅が 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満損壊	10 分の 6	住宅が 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満損壊
死亡	10 分の 10													
障害者となった	10 分の 9													
住宅が全壊、流出等	10 分の 10													
住宅が 10 分の 6 以上損壊	10 分の 8													
住宅が 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満損壊	10 分の 6													
住宅が 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満損壊	10 分の 4													
法人市民税	○公益社団法人及び公益財団法人	・市税条例第 47 条第 1 項第 4 号 ・法人市民税の減免に関する要綱	10 分の 10											
	○一般社団法人及び一般財団法人 (非営利型法人に限る)	・市税条例第 47 条第 1 項第 5 号 ・法人市民税の減免に関する要綱												
	○地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体	・市税条例第 47 条第 1 項第 6 号 ・法人市民税の減免に関する要綱												
	○特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人	・市税条例第 47 条第 1 項第 7 号 ・法人市民税の減免に関する要綱												
	○災害その他の特別の事情がある者	・市税条例第 47 条第 1 項第 9 号 ・法人市民税の減免に関する要綱	・災害の場合 10 分の 10 ・その他の特別の事情の場合 市長が必要と認める額											

税目	要件	根拠	減免割合	
固定資産税・都市計画税	○生活保護法の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産	・市税条例第 80 条第 1 項第 1 号 ・固定資産税減免要綱	10 分の 10	
	○生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者が所有する固定資産			
	○本町 3 丁目、4 丁目及び 5 丁目並びに稲田商店街振興組合が所有するアーケード街	・市税条例第 80 条第 1 項第 2 号 ・固定資産税減免要綱		
	○その他市長が特に必要があると認める公益のために直接占用する固定資産			
	○災害により著しく価値を減じた固定資産(土地)	・市税条例第 80 条第 1 項第 3 号 ・固定資産税減免要綱	被害面積が当該土地の面積の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満であるとき。	10 分の 4
			被害面積が当該土地の面積の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満であるとき。	10 分の 6
			被害面積が当該土地の面積の 10 分の 6 以上 10 分の 8 未満であるとき。	10 分の 8
			被害面積が当該土地の面積の 10 分の 8 以上であるとき。	10 分の 10
	○災害により著しく価値を減じた固定資産(家屋)	・市税条例第 80 条第 1 項第 3 号 ・固定資産税減免要綱	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 2 以上 10 分の 4 未満の価値を減じたとき。	10 分の 4
			屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の 4 以上 10 分の 6 未満の価値を減じたとき。	10 分の 6
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の 6 以上の価値を減じたとき。		10 分の 8	
	全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。		10 分の 10	
○災害により著しく価値を減じた固定資産(償却資産)		家屋の減免の対象及び割合に準じて市長が定める対象及び割合		
○物価統制令第 4 条の規定に基づき、知事が入浴料金を定める公衆浴場の用に供する固定資産	・市税条例第 80 条第 1 項第 4 号 ・固定資産税減免要綱	3 分の 2		

税目	要件	根拠	減免割合
軽自動車税 (環境性能割)	○天災により、法第 160 条第 1 項各号に定める自動車の取得の日から別に知事が定める期間内に当該自動車が滅失し、又は損壊してその使用に耐えなくなった場合の当該自動車の取得	<ul style="list-style-type: none"> ・市税条例第 89 条の 8、附則第 12 条の 2 の 3 ・新潟県税条例第 63 条 	新車取得時の価格と滅失車の価格の差額全額
	○天災により滅失し、又は損壊した自動車に代わるものと知事が認める自動車の取得		新車取得時の価格と滅失車の価格の差額全額
	○医療法第 31 条に規定する公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療車に係る自動車の取得		10 分の 10
	○身体障害者又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得		取得価額 250 万円に税率を乗じて得た額を減免
	○構造上専ら身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車の取得		10 分の 10
○構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車又は専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車の取得	5 ナンバーと 3 ナンバーの改造した部分にかかった経費のみを全額を減免		
軽自動車税 (種別割)	○公益のため直接専用する軽自動車等(社会福祉法人、非課税団体等)	・市税条例第 98 条	10 分の 10
	○身体障害者又は精神障害者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの	・市税条例第 99 条	
	○その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等		
市 たばこ 入湯 税	減免規定なし	—	—

上越市個人市民税の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号。以下「条例」という。）第47条の規定による個人の市民税の減免に関し、法令、条例及び上越市市税条例施行規則（昭和46年上越市規則第66号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 条例第47条第1項に規定する市長において必要があると認めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人（第1号から第3号までに該当する人については、徴収猶予又は納期限の延長によってもなお納税が困難である人に限る。）とする。

- (1) 条例第47条第1項第1号又は第8号に掲げる人 全ての人
- (2) 条例第47条第1項第2号に掲げる人 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）
- (3) 条例第47条第1項第3号に掲げる人 所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号イからハまでのいずれかに該当する要保護者
- (4) 条例第47条第1項第9号に掲げる人 次のいずれかに該当する人

ア 当該年度又はその前年度（前年度の場合にあっては、市長が特に認めたときに限る。）に発生した震災、風水害、火災その他の災害により死亡し、若しくは障害者（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となった人又はその人若しくはその人の控除対象配偶者（同項第7号に規定する控除対象配偶者をいう。）若しくは扶養親族（同項第8号に規定する扶養親族をいう。）の所有する住宅が全壊、半壊若しくはこれらに準ずる損害を受けた人

イ アに掲げる人のほか、市長が特に減免を必要と認めるもの

(減免の対象となる市民税)

第3条 減免の対象となる市民税は、条例第47条第2項の申請書が提出された日（以下「申請日」という。）の属する年度分の市民税のうち、申請日の翌日から起算して7日を経過する日以後に納期限（特別徴収の場合にあっては、条例第40条の規定による納期の特例の適用の有無にかかわらず、条例第39条に定める納期限）が到来する市民税で、未納のものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第48条に規定する退職手当等に係る所得割は、減免の対象としない。

3 条例第47条第2項ただし書に規定する市長が特に必要と認める場合における第1項の規定の適用については、同項中「条例第47条第2項の申請書が提出された」とあるのは「当該減免の事由が発生したと認められる日以後で市長がその必要に応じて定めた」と、「未納の」とあるのは「未納のもの又は市長がその事情に応じて減免の必要を特に認める」とする。

(減免額)

第4条 市民税の減免額は、次の各号に掲げる減免事由の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、2以上の減免事由に該当する人の減免額は、当該減免事由に係る減免額のうち最も高いものとする。

- (1) 条例第47条第1項第1号から第3号まで及び第8号に掲げる人 前条の規定により減免の対象となる市民税（以下「減免対象市民税」という。）の全額
- (2) 条例第47条第1項第9号に掲げる人で、第2条第4号アに該当するもの 減免対象市民税の額に別表左欄に掲げる減免事由の区分に応じ、同表右欄に定める減免割合を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）
- (3) 条例第47条第1項第9号に掲げる人で、第2条第4号イに該当するもの 減免対象市民税の額に市長が定める減免割合を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額）

(減免額の変更)

第5条 市長は、減免を受けた人の当該年度の市民税の額を変更するときは、当該変更の際に、減免額を、当該変更後の減免対象市民税の額について前条の規定により算出した額に変更するものとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、減免を受けた人の当該減免事由が消滅した場合で他の納税義務者との均衡を失すると認めるとき又は虚偽その他の不正の行為により減免を受けたと認めるときは、減免の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定により減免の全部又は一部を取り消された人は、条例第34条の規定により市長が交付する納税通知書により、当該減免を取り消された額に相当する市民税の額（その市民税に係る延滞金の額を含む。）を納付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月17日から実施し、同日以後に申請のある市民税の減免（条

例第47条第2項ただし書に規定する市長が特に必要と認める場合にあっては、同日以後に減免事由が発生したと認められる市民税の減免)について適用する。ただし、条例第47条第1項第9号に掲げる人で、第2条第4号アに該当するものにおいて、同日以後に減免事由が発生した市民税の減免について適用する。

別表（第4条関係）

減免事由	減免割合
(1) 死亡した場合	10分の10
(2) 障害者となった場合	10分の9
(3) 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は修復不能のとき	10分の10
(4) 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
(5) 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
(6) 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

備考 火災による家屋の損害の場合は、消防署の発行するり災証明書の被災状況が全焼のときは第3号に、半焼のときはその程度に応じて第4号又は第5号に、部分焼のときは第6号に該当するものとする。

上越市法人市民税の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号。以下「条例」という。）第47条の規定による法人の市民税の減免に関し、法令、条例及び上越市市税条例施行規則（昭和46年上越市規則第66号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 条例第47条第1項に規定する市長において必要があると認めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法人（地方税法（昭和25年法律第226号）第12条の規定により法人とみなされる人格のない社団等を含む。以下同じ。）とする。

- (1) 条例第47条第1項第4号から第7号までに掲げる法人 収益事業（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号に規定する収益事業をいう。）を行わない法人
- (2) 条例第47条第1項第9号に掲げる法人 市長が特に減免を必要と認める法人

(減免の対象となる市民税)

第3条 減免の対象となる市民税は、条例第47条第2項の申請書が提出された日（以下「申請日」という。）の属する年度分の市民税のうち、申請日の翌日から起算して7日を経過する日以後に納期限が到来する市民税とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第47条第1項第6号に掲げる法人については、前項に規定する年度分以後の各年度分の市民税について、条例第47条第2項の規定による申請があったものとみなして、減免の対象とする。この場合において、当該法人が前条に規定する減免の基準を満たさなくなった場合は、直ちに市長に届け出なければならない。

3 条例第47条第2項ただし書に規定する市長が特に必要と認める場合における第1項の規定の適用については、同項中「条例第47条第2項の申請書が提出された」とあるのは「当該減免の事由が発生したと認められる日以後で市長がその必要に応じて定めた」とする。

(減免額)

第4条 市民税の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に掲げる法人 前条の規定により減免の対象となる市民税の全額
- (2) 第2条第2号に掲げる法人 市長が必要と認める額

(減免申請書の添付書類)

第5条 条例第47条第2項の規定により減免の申請書を市長に提出しようとする法人は、その際に、収支決算書その他の減免を受けようとする事由を証明する書類を添付しなければ

ばならない。

(減免の取消し)

第6条 市長は、減免を受けた法人の当該減免事由が消滅した場合で他の納税義務者との均衡を失すると認めるとき又は虚偽その他の不正の行為により減免を受けたと認めるときは、減免の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定により減免の全部又は一部を取り消された法人は、当該減免を取り消された市民税について、条例第46条第2項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日等)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施し、平成24年度以後の年度分の市民税の減免について適用する。

(経過措置)

2 条例第47条第1項第6号に掲げる法人で平成23年度分の市民税の減免を受けたものに対する第3条第2項の適用については、同項中「法人」とあるのは「法人で平成23年度分の市民税の減免を受けたもの」と、「前項に規定する年度分」とあるのは「平成24年度分」とする。

上越市固定資産税減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号。以下「条例」という。）第80条（上越市都市計画税条例（昭和51年上越市条例第31号。以下「都市計画税条例」という。）第6条においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定による固定資産税（都市計画税を含む。以下同じ。）の減免に関し、地方税法（昭和25年法律第226号）、条例、都市計画税条例及び上越市市税条例施行規則（昭和46年上越市規則第66号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「課税相当額」とは、減免前の合計課税標準額に税率を乗じて得た額をいう。

2 この要綱において「減免相当額」とは、減免の対象となるそれぞれの固定資産の課税標準額に減免の割合を乗じて得た額の合計に税率及び別表第1に定める期別の割合を乗じて得た額をいう。

(減免の対象及び割合)

第3条 条例第80条第2項に規定する減免申請書の提出があったときは、同条第1項各号に規定する固定資産のうち別表第2減免の対象欄に定めるものの固定資産税（当該年度に課する固定資産税（随時及び過年度課税分を含む。）のうち減免事由の発生した日以後に納期限が到来する固定資産税で、未納のものに限る。）に、同表減免の割合欄に定める割合を乗じることにより、減免するものとする。

(減免額の算出方法)

第4条 減免額の算出は、前条に規定するほか、次に掲げるところによる。

- (1) 課税相当額から減免相当額を差し引いた額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を減免後の税額とし、減免前の税額から減免後の税額を差し引いた額を減免額とする。
- (2) 共有物件において、一部の共有者のみに減免事由が生じた場合は、当該共有者の持分により算出する。

(減免申請書の提出を要しない場合)

第5条 条例第80条第2項ただし書の市長が特に必要と認める場合は、減免の対象及び割合並びに減免事由の発生した日が明らかな場合で、別表第3に定める場合に該当するときとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、減免を受けた人又は団体の当該減免事由が消滅した場合で他の納税義務者との均衡を失すると認めるとき又は虚偽その他の不正の行為により減免を受けたと認めるときは、減免の全部又は一部を取り消すものとする。

2 前項の規定により減免の全部又は一部を取り消された人又は団体は、当該減免を取り消された固定資産税について、条例第81条第2項の規定による延滞金額を加算して納付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年7月17日から実施する。

別表第1 (第2条関係)

減免事由の発生した日	期別の割合
第1期の納期限以前	4分の4
第1期の納期限の翌日以後第2期の納期限以前	4分の3
第2期の納期限の翌日以後第3期の納期限以前	4分の2
第3期の納期限の翌日以後第4期の納期限以前	4分の1

別表第2 (第3条関係)

減免事由	減免の対象	減免の割合
条例第80条第1項第1号	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受けている人が所有する固定資産	10分の10
	生活保護法第6条第2項に規定する要保護者が所有する固定資産	
条例第80条第1項第2号	本町3丁目、4丁目及び5丁目並びに稲田商店街振興組合が所有するアーケード街	10分の10
	その他市長が特に必要があると認める公益のために直接占用する固定資産	
	被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4

条例第80条 第1項第3号	土地	被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
		被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
		被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	10分の10
	家屋	下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき。	10分の4
		屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき。	10分の6
		主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき。	10分の8
		全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき。	10分の10
	償却資産	家屋の減免の対象及び割合に準じて市長が定める対象及び割合	
条例第80条 第1項第4号	物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき、知事が入浴料金を定める公衆浴場の用に供する固定資産	3分の2	

備考 条例第80条第1項第3号の固定資産に係る減免の対象及び割合は、災害被害者に対する地方税の減免措置等について（平成12年4月1日付け自治税企第12号自治事務次官通知）に準じたものである。

別表第3（第5条関係）

減免事由	減免申請書の提出を要しない場合
条例第80条 第1項第1号	前年度に生活保護法の規定による扶助を受けていることを減免事由として固定資産税の減免を受けた人で、当該年度においても引き続き同法の規定による扶助を受けている場合
条例第80条 第1項第3号	大規模災害等により減免申請書の提出をすることが困難であると市長が認める場合

上越市^がん木敷地等課税免除取扱要綱

(設置)

第1条 この要綱は、^がん木をいかしたまちづくりの実現を図るため、^がん木を保存し、活用すべき地域として市長が指定する地域（以下「指定地域」という。）において行う固定資産税の課税免除について、上越市市税条例（昭和46年上越市条例第77号。以下「条例」という。）第61条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の対象地域)

第2条 固定資産税の課税免除の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、指定地域のうち次の各号のいずれかに該当する地域とする。

- (1) 上越市^がん木整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日実施）第3条に規定する任意協定を定めている地域
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4に規定する地区計画等が定められている地域

(対象となる固定資産)

第3条 課税免除の対象となる固定資産は、対象地域において公衆の通行の用に供されている土地であって、次の各号のいずれかに該当する土地（以下「^がん木敷地等」という。）とする。

- (1) ^がん木の下部分の土地
- (2) ^がん木の設置されていない土地のうち、前号に規定する土地と一体となっている部分として市長が認める土地

(地積の算定)

第4条 課税免除の対象となる^がん木敷地等の地積は、次の表の左欄に掲げる^がん木敷地等の奥行距離に応じ、同表の右欄に定める奥行距離に間口距離を乗じて算定するものとする。ただし、前条第2号に該当する土地にあつては、本文の規定により算定された地積の2分の1とする。

^が ん木敷地等の奥行距離	課税免除の対象となる奥行距離
0.70m以上0.90m未満	0.50m
0.90m以上1.10m未満	0.70m
1.10m以上1.30m未満	0.80m
1.30m以上1.65m未満	1.00m
1.65m以上1.95m未満	1.20m

1. 95m以上	1. 40m
----------	--------

(変更の届出)

第5条 条例第61条第1項の規定により課税免除の適用を受けた者は、当該課税免除の申請内容に変更があったときは、^{がん}雁木敷地等課税免除申請内容変更届(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の別記様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の別記様式に相当する様式として使用することができる。

市税等の延滞金の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び上越市督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和46年上越市条例第98号。以下「条例」という。）の規定による市税等の延滞金の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 法第321条の2第5項、第368条第3項、第369条第2項、第463条の2第2項、第720条第3項及び第723条第2項並びに条例第3条第2項のやむを得ない事由があると認める場合、法第321条の1第5項、第326条第4項、第463条第3項、第463条の2第2項、第481条第3項、第482条第3項、第607条第3項、第608条第2項、第701条の10第3項及び第701条の11第2項のやむを得ない理由があると認める場合並びに法第328条の13第3項のやむを得ない事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 納税者、特別徴収義務者若しくは納付者（以下「納税者等」という。）が死亡し、又は法令の規定により身体を拘束されている場合
- (2) 納税者等の全ての相続人が相続を放棄し、又は限定承認した場合
- (3) 納税者等の責めに帰することができない事情により、納税者等が納税又は納付の告知のあったことを知ることができない場合
- (4) 延滞金の基礎となる金額に係る賦課の誤りにより、税額又は使用料等の額を減少させる更正の決定がある場合。ただし、当該減少させる更正の決定があった部分に係る延滞金に限る。
- (5) 納税者等がその財産について、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難により損失を受けた場合
- (6) 納税者等又はその人と生計を一にする親族が生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用による保護を受けている場合
- (7) 納税者等の失職により、納税又は納付をすることができなかった場合
- (8) 納税者等又はその人と生計を一にする人が罹患し、若しくは負傷し、又は死亡した場合において、多額の医療費その他の経費を要したため、納税又は納付をすることができなかった場合
- (9) 納税者等が行う事業について著しい損失を受け、又は事業を休止し、若しくは廃止した場合

- (10) 納税者又は特別徴収義務者の財産の全部又は一部について、法第13条の2第1項第1号に規定する強制換価手続が開始された場合
- (11) 納税者等が会社更生法（平成14年法律第154号）第41条第1項の更生手続又は、民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の再生手続の開始の決定を受けた場合
- (12) 納税者等が滞納処分について審査請求をし、又は訴訟を提起して滞納処分が取り消された場合。ただし、審査請求書の提出の日からその裁決又は判決に基づく取消通知書が送達された日までの期間に対応する部分の延滞金に限る。
- (13) 差押財産に対し、質権その他の権利を有する人又は法人が納税者等に代わり納税又は納付をする場合
- (14) その他納税者等の責めに帰することのできない事情により、減免の必要がある場合
(減免の申請)

第3条 延滞金の減免を受けようとする人又は法人（以下「申請者」という。）は、上越市市税条例施行規則（昭和46年上越市規則第66号。以下「規則」という。）第15条第1項に規定する延滞金等減免申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(減免の決定)

第4条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、これを審査し、減免の可否を決定したときは、規則第15条第2項に規定する延滞金等減免承認（不承認）通知書により申請者に通知するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月6日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年9月24日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第2号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第2号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 この要綱の実施前にされた滞納処分に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年6月8日から実施する。

上越市固定資産税及び都市計画税の過誤納相当金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税及び都市計画税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の5第3項の規定により過誤納金を還付するための賦課決定がなされない場合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により、当該過誤納（以下「不還付過誤納」という。）に係る金額等を納税者に支払うことにより、税負担の公平と税務行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(過誤納相当金の支払額等)

第2条 市長は、納税者（相続人を含む。）の申出及び賦課に関する調査により不還付過誤納を知り得たときは、次に掲げる金額の合計額（以下「過誤納相当金」という。）を当該納税者に対し支払うものとする。

- (1) 不還付過誤納に係る金額
- (2) 不還付過誤納に係る金額の利息相当額

2 前項第1号の不還付過誤納に係る金額には、延滞金及び督促手数料は含まないものとする。

3 第1項第2号の不還付過誤納に係る利息相当額は、不還付過誤納のあった納付額の納期限の翌日から過誤納相当金の支払いを決定した日までの日数に応じ、不還付過誤納に係る金額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて得た額とする。

4 市長は、不還付過誤納に係る納付額が納期限後に納付されていた場合は、前項の規定にかかわらず、第1項第2号の不還付過誤納に係る利息相当額は、不還付過誤納納付額の納付があった日の翌日から過誤納相当金の支払いを決定した日までの日数に応じ計算するものとする。

5 市長は、不還付過誤納が納税者の不正な手段により生じた場合その他過誤納相当金を支払うことを不適当と認めるときは、過誤納相当金を支払わないものとする。

6 市長は、過誤納相当金の課税年度において、納税者が当該不還付過誤納のあった税目の市税を滞納している場合は、過誤納相当金を支払わないものとする。

7 第1項各号の金額を算定する場合の端数処理については、それぞれ地方税法第20条の4の2の規定を準用する。

(過誤納相当金の支払対象期間)

第3条 市長は、過去20年以内の期間に生じた不還付過誤納について過誤納相当金を支払うものとする。

(過誤納相当金の支払方法)

第4条 市長は、過誤納相当金の支払を決定したときは、納税者に支払額、支払予定日その

他必要な事項を通知し、速やかに過誤納相当金を支払うものとする。

(充当の禁止)

第5条 市長は、過誤納相当金を納税者が納付すべき他の市税等市の徴収金に充当することができない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

(市町村合併に伴う特例)

2 地域自治区に存する固定資産に係る過誤納相当金の支払いについては、当分の間、第3条中「過去10年以内の期間」とあるのは「地域自治区に存する固定資産については、過去10年以内の期間（当該期間に平成17年1月1日前の期間があるときは、同日から不還付過誤納を知り得た日までの期間及び地域自治区をその区域としていた町村の固定資産課税台帳で本市が現に保有するものにより不還付過誤納を確認することができる期間の合計期間（当該合計期間が10年を超えるときは、不還付過誤納を知り得た日から過去10年以内の期間））」と読み替えて同条を適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から実施し、改正後の上越市固定資産税及び都市計画税の過誤納相当金支払要綱の規定は、同日以後に市長が知り得た不還付過誤納について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日から令和9年3月31日までの間、改正後の第3条に規定する期間のうち、別に定める期間における不還付過誤納に係る過誤納相当金の額は、納税者が提示した不還付過誤納を証する書類に基づき、別に定めるところにより算定した額とする。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から実施する。

附 則

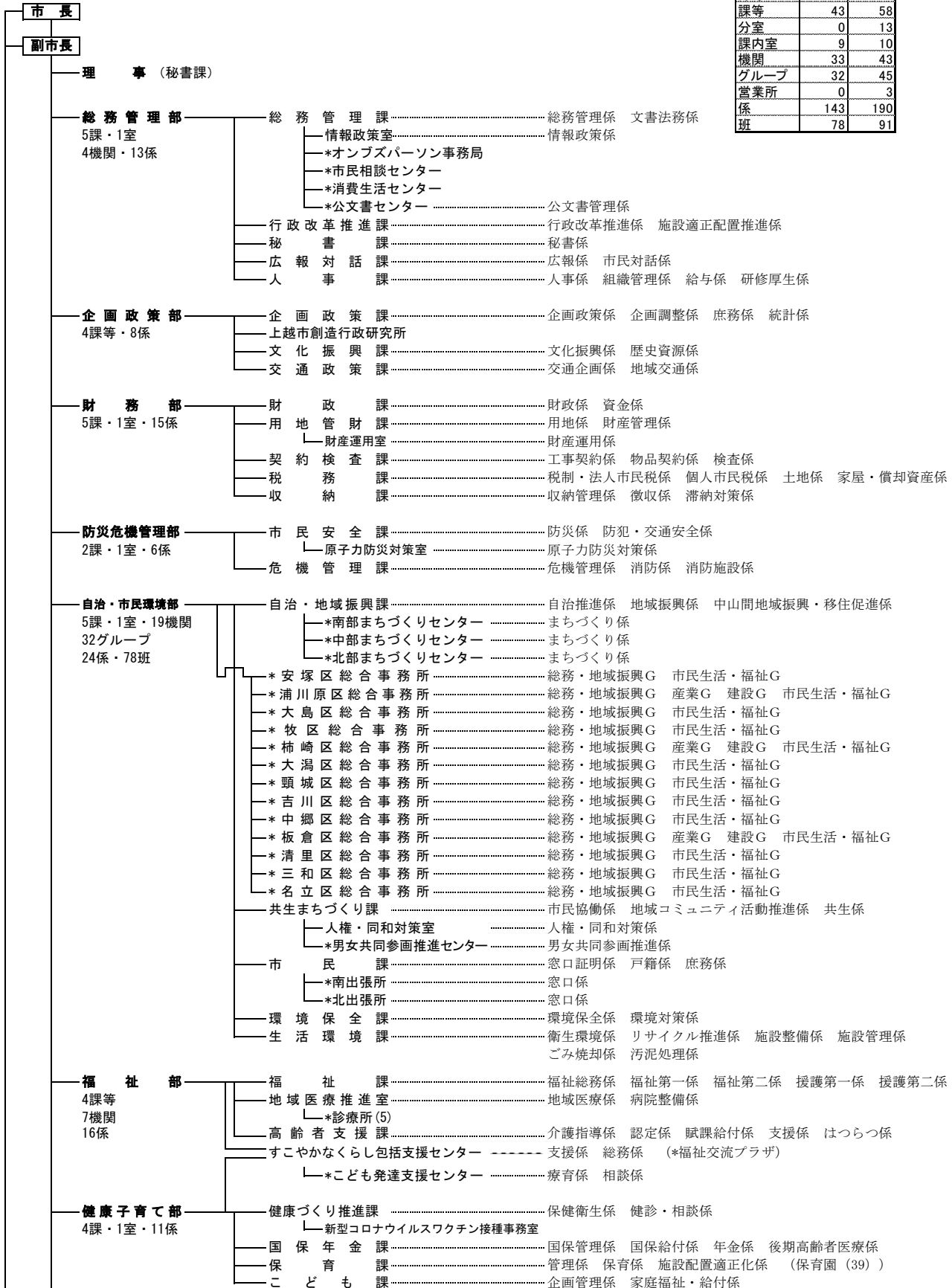
この要綱は、令和2年4月1日から実施し、改正後の上越市固定資産税及び都市計画税の過誤納相当金支払要綱の規定は、同日以後に市長が知り得た不還付過誤納について適用する。

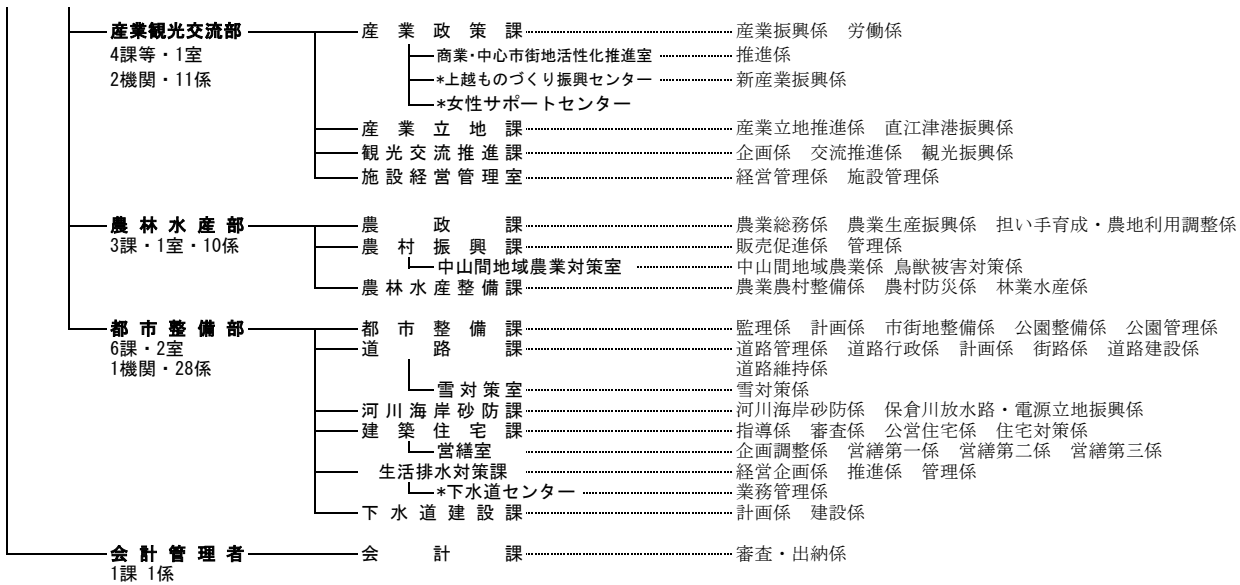
5 上越市の行政組織図

(1) 上越市行政組織図

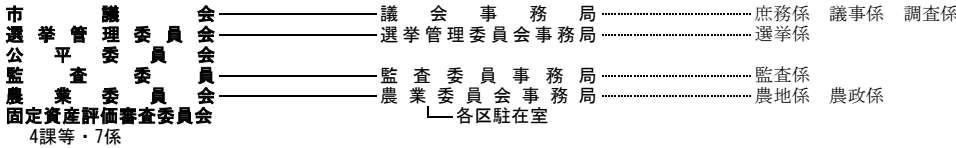
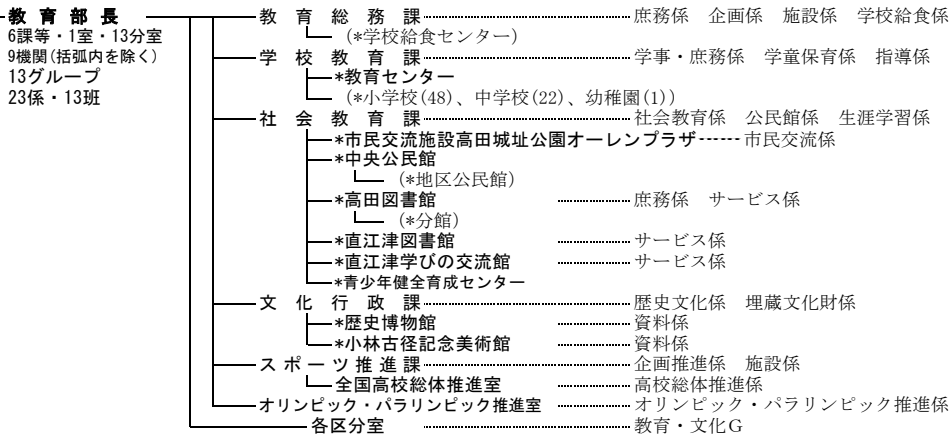
(令和3年4月1日現在)

	市長 部局	全体
部等	10	12
課等	43	58
分室	0	13
課内室	9	10
機関	33	43
グループ	32	45
営業所	0	3
係	143	190
班	78	91

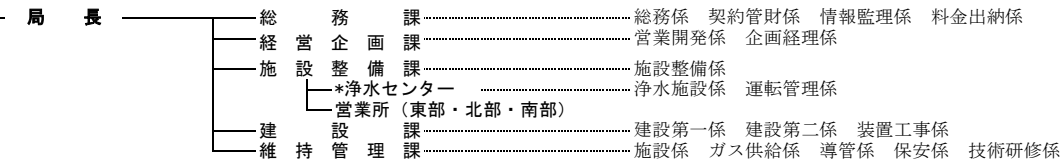




**教育委員会
教育長**



**ガス水道局
管理者**



(2) 税務関係課職員数・事務分掌

■ 税務関係課職員数

令和3年4月1日現在（単位：人）

課名等	課長	副課長	グループ長	係長	班長	主査	主任	副主任	主事	会計年度 任用職員	計
税務課	1	2	0	3	0	0	17	1	9	9	42
収納課	1	3	0	2	0	0	6	3	6	18	39
各総合事務所	0	0	13	0	16	2	10	1	2	0	44
合計	2	5	13	5	16	2	33	5	17	27	125

※グループ長は市民生活・福祉分野全体の総括を担当

■ 事務分掌

【税務課】

税制・法人市民税係

- 1 市税の総括及び税制についての調査に関する事
- 2 税に関する諸証明に関する事
- 3 法人市民税に関する事
- 4 軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税に関する事
- 5 課の庶務に関する事

個人市民税係

- 1 個人市民税及び個人県民税の賦課に関する事

土地係

- 1 土地に係る固定資産税及び都市計画税並びに特別土地保有税の賦課に関する事
- 2 固定資産に係る宛名管理、納税管理人届及び現所有者届に関する事

家屋・償却資産係

- 1 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事
- 2 償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事
- 3 国有資産等所在市町村交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事
- 4 固定資産に係る宛名管理、納税管理人届及び現所有者届に関する事

【収納課】

収納管理係

- 1 市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅使用料及び公営住宅駐車場使用料の収納に関する事
- 2 市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、公営住宅使用料及び公営住宅駐車場使用料の督促に関する事
- 3 納税意識の啓発に関する事
- 4 固定資産評価審査委員会に関する事
- 5 課の庶務に関する事

徴収係

- 1 市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅使用料及び公営住宅駐車場使用料の徴収に関する事
- 2 市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料の滞納処分に關する事

滞納対策係

- 1 徴収が困難な滞納者に係る市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料保育料等の徴収に関する事
- 2 徴収が困難な滞納者に係る市税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料保育料等の滞納処分に關する事
- 3 徴収が困難な滞納者に係る市税及び公課以外の債権の強制執行及び放棄に関する事
- 4 全庁の債権管理の適正化及び効率化の推進に関する事

【各総合事務所市民生活・福祉グループ】

担当区域内に係る市税等の賦課調査及び徴収に関する事

《参考》新潟県内の税率採用状況(令和3年4月1日現在)

(総括表)

税 目	税 率 (% , 円)	令和3年度 団 体 数	令和2年度 団 体 数	備 考
市 町 村 民 税				
個人均等割	標準税率 [3, 500]	30	30	新潟市(政令市)は8%が標準税率
個人所得割	標準税率 [6 または 8]	30	30	
法人均等割	標準税率 [5~300 万]	30	30	※ () 内は不均一課税団体(課税免除含む)の内数
法人税割	標準税率 [6.0]	3	3	
	制限税率 [8.4]	27 (1)	27 (1)	
固 定 資 産 税	標準税率 [1.4]	30 (29)	30 (29)	粟島浦村を除き不均一課税団体(課税免除も含む) ※ () 内は不均一課税団体(課税免除含む)の内数
都 市 計 画 税	0.17 0.2 0.28 制限税率 [0.3]	2 (2) 10 (10) 1 (1)	2 (2) 10 (10) 1 (1)	十日町市、五泉市 新潟市 ※ () 内は不均一課税団体(課税免除含む)の内数
鉦 産 税	標準税率 [1 または 0.7]	30	30	
入 湯 税	標準とする税率 [150] 120 100 50	22 (12) 1 4 (1) 1	22 (12) 1 4 (1) 1	南魚沼市 上越市、聖籠町、津南町、粟島浦村 加茂市 ※ () 内は区分を設けている課税団体の内数

(市町村別)

No.	市町村名	市町村民税			固定資産税		釵産税		入湯税		都市計画税	
		法人均等割	法人税割	不均一課税等	不均一課税等	課標200万円以下	課標200万円超	最高税率	左記以外の税率	不均一課税等		
1	新潟市	標準	8.4%	○	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	0.28%	○
2	長岡市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り50円	0.20%	○
3	三条市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	0.20%	○
4	柏崎市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	0.20%	○
5	新発田市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り120円	0.20%	○
6	小千谷市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り100円	0.20%	○
7	加茂市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	50円	-	0.20%	○
8	十日町市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り100円	0.17%	○
9	見附市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	0.20%	○
10	村上市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り100円	-	-
11	燕市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	-	-	-	-
12	糸魚川市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り100円	0.20%	○
13	妙高市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り50円	0.20%	○
14	五泉市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	0.17%	○
15	上越市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	中学生以上100円	小学生以下50円	0.20%	○
16	阿賀野市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り100円	-	-
17	佐渡市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	-	-
18	魚沼市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り100円	-	-
19	南魚沼市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	120円	-	-	-
20	胎内市	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り100円 指定施設50円	-	-
21	聖籠町	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	100円	-	-	-
22	弥彦村	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	-	-
23	田上町	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	-	-
24	阿賀町	標準	6.0%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	-	-
25	出雲崎町	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	-	-	-	-
26	湯沢町	標準	6.0%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	-	-
27	津南町	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	100円	-	-	-
28	刈羽村	標準	6.0%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	150円	-	-	-
29	関川村	標準	8.4%	-	1.4%	○	0.7%	1.0%	宿泊150円	日帰り・自炊100円	-	-
30	粟島浦村	標準	8.4%	-	1.4%	-	0.7%	1.0%	100円	-	-	-
条例あり		30団体	30団体		30団体		30団体		28団体		13団体	
条例なし		-	-		-		-		2団体		17団体	

(注1) 令和3年4月1日現在、個人市町村民税について標準税率以外の税率を採用している団体は均等割、所得割ともにありません。

(注2) 法人均等割の税率

	標準税率
1号法人	50千円
2号法人	120千円
3号法人	130千円
4号法人	150千円
5号法人	160千円
6号法人	400千円
7号法人	410千円
8号法人	1,750千円
9号法人	3,000千円

(注3) 令和3年4月1日現在、軽自動車税（種別割）について標準税率以外の税率を採用している団体はありません。

7 用語解説

か行

課税標準	(1)個人住民税の場合 個人住民税の所得割の課税標準は、「所得金額－所得控除」の算式により求めます。これに税率を乗じることによって税額を算出することになります。 (2)法人の場合 法人税額又は個別帰属法人税額が課税標準とされます。 (3)固定資産の場合 原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、住宅用地のように特例措置や土地の負担調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格よりも低く算定されます。
旧三級品	次の6銘柄の紙巻たばこをいいます。 ①わかば②エコ③ゴールデンバット④うるま⑤バイオレット⑥しんせい 日本の紙巻たばこは原料葉たばこの質によって一級から三級までの等級に分かれていました。「製造たばこ定価法」の廃止に伴い、一級品と二級品の区分は廃止・統合されましたが、紙巻たばこは「旧三級品」だけは廉価に買えるたばことして残されました。 なお、④の銘柄「うるま」以外は、現在は販売されていません。
均等割	所得金額の大小を問わず均等の額によって課される住民税 ⇨所得割(個人住民税)、法人税割(法人住民税) 個人住民税均等割 平成26年度から令和5年度(道府県民税1,500円・市町村民税3,500円) 平成25年度まで(道府県民税1,000円・市町村民税3,000円) ※平成26年度から令和5年度までの間、地方公共団体が実施する防災の施策に必要な財源確保のため、臨時的に個人住民税の均等割の税率が引き上げとなっています。
減免	災害にあったときや生活扶助を受けているときなど、市税を納めるにあたって困難な事情により、地方団体がその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するものです。
口座振替	金融機関の預金(貯金)口座から、税金や公共料金(電気料金、ガス料金、水道料金、電話料金他)などの支払いを自動引落しするサービスのことです。
鉱泉浴場	原則として温泉法第2条に規定する温度、物質を有する温泉を利用する浴場のことです。(同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等、社会通念上、鉱泉浴場として認識されるものも含まれます。)
国有資産等所在市町村交付金	国や都道府県等地方公共団体が交付金を交付する年度の前年3月31日現在で所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税の代わりに交付される交付金のことです。
コンビニ収納	税金を納める方法のひとつで、コンビニエンスストアが料金徴収を代行すること。最寄のコンビニなどから納めることができるため、利便性の高い納税方法となっています。

さ行

催告	納期限を過ぎても未納となっている方に対して送付される通知です。法律に規定はありませんが、督促状を発してもなお完納されない場合に、納付・納入を促すために発します。
差押え	法に基づいて滞納がある方の財産(預金など)について強制処分をすることです。差押えられた財産は取立等の手続きにより滞納市税に充てられます。
市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。⇨市街化調整区域
執行停止	滞納者に一定の事由があると認められる場合に、強制処分の手続きを停止することです。
所得	収入(年収)から必要経費を差し引いたものをいい、税額計算をする基礎となります。
所得控除	納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担を求めするために所得金額から差し引くことになっているものです。①雑損控除②医療費控除③社会保険料控除④小規模企業共済等掛金控除⑤生命保険料控除⑥地震保険料控除⑦寄附金控除⑧障害者控除⑨ひとり親控除⑩寡婦控除⑪勤労学生控除⑫配偶者控除などがあります。
所得割	所得割は前年の所得金額に応じて課税されます。⇨均等割

スマホ決済	税金を納める方法のひとつで、コンビニエンスストア収納用のバーコードをスマートフォンの「請求書払い」機能で読み込むことで、場所に関わらず市税等をスマートフォンを通じて支払うことができるサービスです。
税額控除	税額を算出した後に、その税額から差し引く額のことです。住民税には、①配当控除②外国税額控除③寄附金税額控除④住宅借入金等特別税額控除⑤調整控除⑥配当割額・株式等譲渡所得割額の控除があります。

た行

滞納処分	納期限を過ぎても完納されない場合に、徴収権者として差押えなどの行政処分を行うことです。
定置場	運行しないときに主に駐車する場所で次のとおりとなります。 ・個人所有の場合は住所地または自動車検査証(車検証)に記載された使用の本拠地となります。 ・法人所有の場合はその車両を使用する事務所などの所在地となります。
調定	調定とは、その歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する行為です。
督促	納税者等が、納付・納入すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付・納入の履行を請求するために発する通知です。
特別徴収	給与の支払者が毎月の給与の支払の際にその人の給与から税金を引き落とし、これを翌月の10日までに市町村に納入することになっています。給与からの特別徴収は、6月から翌年5月までの12か月で徴収することになっています。
都市計画事業	都市計画に定められた道路・公園・下水道などの都市施設の整備に関する事業、および健全な市街地の形成を目的とした土地区画整理事業や市街地再開発事業などの市街地開発事業をいいます。
土地区画整理事業	都市計画区域内の土地について、土地区画整理法に基づいて、道路・公園などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業をいいます。

な行

年金特別徴収	65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る個人住民税は、公的年金の支払者が年金の支払の際にその人の年金から引き落とし、これを翌月10日までに市町村に納入することになっています。
--------	--

は行

評価替え	3年に1度行われる固定資産(土地・家屋)の評価額の見直しのことです。資産価格の変動に対応し、評価額を適正な価格に見直す作業のことをいいます。これによって得られる「適正な時価」をもとに課税を行うことが納税者間における税負担の公平を図ることになります。
賦課期日	税が課せられる基準となる日のことで、個人住民税、固定資産税等は1月1日。軽自動車税は4月1日となっています。
普通徴収	事業所得者などの個人住民税は、納税通知書によって市町村から納税者に通知され、通常6月、8月、10月、翌年の1月の4回の納期に分けて納税していただくこととなっています。
不納欠損	滞納処分の執行停止から3年経過したものや徴収権の消滅時効などにより、滞納税が徴収できなくなったとして、その調定の金額を消滅させることです。
法人税割	国税である法人税額を課税標準として算定し、課される法人住民税 ⇔均等割

令和3年度 市税概要 新潟県上越市

令和3年10月発行

編集・発行	上越市 財務部 税務課 〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号
TEL	025-526-5111 (代表) 025-520-5649 (税制・法人市民税係) 025-520-5650 (個人市民税係) 025-520-5651 (土地係) 025-520-5652 (家屋・償却資産係)
FAX	025-526-6116
URL	https://www.city.joetsu.niigata.jp/
E-mail	zeimu@city.joetsu.lg.jp